

平成 25 年 4 月 30 日改正

平成 24 年 8 月 28 日

金融庁

平成 24 検査事務年度検査基本方針

金融庁においては、金融システムの安定、金融の円滑化や利用者保護の徹底はもとより、我が国金融・資本市場の公正性・透明性の確保や競争力の強化、更には経済成長を支える金融システムの強化に向けた活動を積極的に行うとともに、透明で信頼される金融行政の確立を目指した取組みを進めている。

この取組みの一環として、金融検査の運用の基本的考え方等を「金融検査に関する基本指針」に定めるとともに、毎検査事務年度当初に、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証事項等を明確化するため、「検査基本方針」を策定することとしている。

なお、本検査基本方針は、平成 24 年 8 月時点の金融機関を取り巻く情勢等を踏まえて作成したものであり、今後、必要に応じて随時見直すこととする。

I. はじめに

我が国経済は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。ただし、欧州債務問題を巡る不確実性が依然として高い中で、世界景気に減速感が広がっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要である。

こうした中で、金融機関には、持続可能な自律的成長の達成に向け、積極的な貢献が期待されており、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うことや、金融機関自身についても成長産業として経済をリードすることが求められている。また、高齢化が進展し、金融資産の運用ニーズが高まる中、ニーズに見合った良質な金融商品・サービスを提供することや、国際的な金融規制の見直しが進展する中、将来のビジネスモデルを見据えつつ、態勢整備に前向きに取り組むことなどが期待されている。

こうした状況を踏まえ、本検査事務年度の金融検査に当たっても、各金融機関において、資金需要者への適切・円滑な資金供給や利用者への良質な金融商品・サービス提供という役割を果たす態勢が整備されているかを検証するとともに、そうした役割を果たすことができるだけの健全な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているかについて、検証することを基本とする。

II. 基本的な取組姿勢

金融検査に当たっては、実態把握力を強化し、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関の自主的な取組みを尊重しつつ、深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくことがより一層重要になっている。このため、引き続き、ベター・レギュレーションを運営指針として、その実践を進めていく。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則（①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解）を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検査の実施に努めるとともに、ベター・レギュレーションの一層の進化等を図る観点から、以下の施策に取り組むこととする。

1. 検査の質的向上及び情報発信力の強化等

（1）検査の質的向上

近年、金融機関の直面するリスクが多様化・複雑化していることや、これに対応する金融機関のリスク管理手法が高度化していることから、当局においても検証能力の更なる向上が求められている。こうした中で、金融検査について、検証技術の改善等を通じて、実態把握力を強化するとともにリスクに対する感応度を更に高め、「検査の質的向上」を図っていく必要がある。

このため、本検査事務年度においては、

- ① 内外の金融機関や国際機関との意見交換等を通じて、先端的な金融技術等についての調査・研究を進め、そこで得られた知見を活用して、分析・検証内容の一層の充実・強化を図ること、
- ② 海外検査当局との密接な連携等を通じて、先進的な検証手法の取り込みを図ること、
- ③ 新たに導入される情報解析ツールを積極的・効果的に活用すること等により、検証対象の広範化や、検証作業の効率化を図ること、
- ④ 情報の分析・管理態勢を強化し、個別の情報に内在するリスクに対する感応度を高めるとともに、当局に寄せられた情報についての有効活用の一層の推進を図ること、
- ⑤ 外部からの専門家の登用や高度な専門性を備えた人材の育成などにより、専門的な検証に取り組む人材の充実・強化を図ること、
- ⑥ 保険会社に対する検査について、改定された保険検査マニュアルを踏まえ、特にリスク管理態勢について、分析・検証内容の一層の充実・強化を図ること、などに、積極的に取り組むこととする。

（2）オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの強化

金融機関のリスク特性を十分に見極めた、実効的かつ効率的な金融検査を実現するためには、オン・オフ一体的なモニタリングを更に強化する必要がある。

このため、検査局と監督局との間で、オン・オフ双方の特性を活かした最適な役割分担を行いつつ、担当者の兼務やモニタリング結果の共有を一層推進し、オン・オフ一体的なモニタリングを効果的に実施する取組みを進めることで、検証態勢の更なる高度化を図り、金融機関や金融システムが抱えるリスクを早期に把握することとする。

具体的には、

- ・ 金融機関の財務の健全性を脅かすリスクに関し、検査局のオンサイトデータ集積・分析機能と監督局のオフサイトモニタリングデータ集積・分析機能との一体化を更に進化させる、
- ・ システムリスクに関し、昨事務年度に立ち上げた検査局と監督局との横断的な組織（検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任）を中心に、オン・オフ一体的なモニタリングを引き続き一層強化することとする。

また、財務局においても、検査・監督合同ヒアリングなど、検査部門と監督部門との間で情報を共有するオン・オフ一体的なモニタリングについて、積極的な取組みを行っているところであるが、引き続き監督部門と連携しつつ、一層効率的な運用に取り組むこととする。

特に、システムリスクについては、監督部門が保有するシステム更改情報や障害発生情報を共有するほか、本庁検査局のシステム専門家と財務局の検査・監督部門との連携を強化するなど、オン・オフ一体で効果的なモニタリングを実施していくこととする。

（3）情報発信力の強化

検査結果の分析等によって得られた、金融機関の自主的な経営改善・経営判断にとって有益な情報については、業界団体との意見交換等の場において紹介するなど、当局と業界との対話を通じた情報提供を行うとともに、金融業界全体のリスク認識等を高める観点から、引き続き金融検査結果事例集の定期的な公表を行うほか、必要に応じて積極的な情報発信を行うこととする。

2. 関係機関との連携強化

金融検査の実効性・効率性を向上させる観点から、日本銀行や海外当局、自主規制機関等との間で、情報や問題意識の共有を含め、連携を更に強化する。

3. 監査役・監査委員や外部監査人との連携強化

監査役・監査委員による取締役の業務執行等に係る監査は、金融機関の経営管理を有効に機能させるために重要な役割を果たしている。また、外部監査についても、内部統制報告制度の導入等により、金融機関の内部管理態勢の有効性を検証する役割がより一層高まっているところである。

こうした状況に鑑み、金融機関の監査役・監査委員や外部監査人との意見交換の

機会を充実させる。

4. 金融機関の負担軽減

金融機関の負担軽減については、金融検査の実施状況や各業界団体からの意見を踏まえ、事前提出資料の削減等の方策を取りまとめ、その着実な実施に努めており、また、立入検査に当たっても、株主総会の開催日や決算期末には、株主総会や決算に関する業務の担当部署に対するヒアリングを控えるなど、負担軽減に向けた配慮に努めているところである。

本検査事務年度においても、これらの方策等を着実に実行することにより、金融検査における金融機関の負担軽減に努める。

5. 震災復興への対応及び節電対応

(1) 震災復興への対応

東日本大震災の被災地の早急な復旧・復興を実現するためには、金融機関が、資金供給をはじめとする金融サービスを適切に提供するなど、積極的な役割を果たすことが期待される。

このため、震災の影響を直接・間接に受けた中小企業や住宅ローン借入者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、きめ細かく対応するよう、当局より金融機関に対して要請してきているところである。

本検査事務年度においても、

- ・ 債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対して、債務者の実情に応じたきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、
- ・ いわゆる二重債務問題に関して、債務者からの相談・申し出に対し、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等に基づき、的確に対応できる態勢が整備されているか、
- ・ 被災企業の経営実態を正確に把握し、産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用可能性を含めた協議を両機構や被災企業に対して積極的に持ちかけるなど、被災企業の早期の事業再生に迅速かつ積極的に取り組む態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

(2) 節電対応

節電対応を実施している金融機関に対して金融検査を行う場合には、監督部門に提出された節電行動計画等を尊重し、金融検査の運用面において、金融機関の負担に配慮した対応を行う。

Ⅲ. 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備

(1) 適切な経営管理

金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣が責任をもって、適切な経営管理態勢の構築に取り組むことが重要である。このため、金融検査においては、経営陣との率直な対話はもとより、必要に応じて実地調査や外部監査人等との意見交換を通じ、

- ・ 経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）について、足下の経営状況や中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から、十分な分析と検討が行われているか、
- ・ 金融機関全体の戦略目標を踏まえた事業分野毎の戦略目標と、各種リスク管理方針とが整合的であるか、
- ・ 戦略目標や各種リスク管理方針が、営業店等を含め、組織全体に着実に浸透し、実践されているか、
- ・ リスクテイク、リスク管理、法令等遵守、顧客保護等の面で、海外拠点を含めたグループ全体としての強固な経営管理態勢が整備され、機能しているか、
- ・ 適切な業務執行を実現する観点から、取締役・監査役等が、取締役会等において実質的議論を行うなど、適切にその職責を果たしているか、
- ・ 内部監査の有効性について、その品質（問題点を早期かつ的確に把握しているか、検証範囲・深度が適切か等）が確保されているか、また、内部監査の結果を踏まえて問題点の改善が適時適切に図られるなど、その牽制監視機能が経営に活用されているか、

等について、重点的に検証する。

(2) 金融持株会社等のグループ経営管理・リスク管理

近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつある。

このため、

- ・ 金融持株会社の子会社等に対するグループ経営管理機能が十分に発揮されているか、また、全体のリスクを的確に管理する統合的なリスク管理態勢が整備されているか、
- ・ ビジネスモデルや企業文化が異なる他業態の会社を含むグループの場合、当該グループ内の金融機関の財務の健全性や業務の適切性が確保されるような態勢が整備されているか、
- ・ 複雑なデリバティブ取引等のエクスポージャーを有する証券子会社等の業務など、一般的な商業銀行業務とは異なるリスク・プロファイルを有するグループの場合、想定外の隠れたリスク（未捕捉リスク）がないよう、現下の金融情勢も踏まえ、グループ内の各業務に対する実効性のあるリスク管理態勢が整備されているか、

等について、金融グループの規模・特性や、グループ内で金融持株会社に求められる役割等を踏まえつつ、重点的に検証する。

また、多くの大手金融グループにおいて、アジアをはじめとする海外における店舗網の拡大等を活発化させている状況を踏まえ、

- ・ 各海外拠点に対する国内本社の管理・監督や、国内本社と各地域本部との連携の強化等、グローバルなガバナンスを確保する経営管理態勢が整備されているか、
- ・ 国内本社や各海外拠点間でリスクを共有するとともに、統一的な方針の下でリスクを管理するなど、グループ全体を通じたグローバルなリスク管理態勢が整備されているか、
- ・ グローバルな経営管理・リスク管理を実効的に行うために必要な人材の育成・確保や、グループ全体を通じたシステムインフラの構築を進める態勢が整備されているか、

等について、金融グループの海外における規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(3) 業務継続体制

近年、金融機関が抱えるリスクが多様化・複雑化している中、大規模な自然災害やシステム障害等、従来の想定範囲に必ずしも収まらない事象が発生している。こうした状況を踏まえ、従来のリスクシナリオを再点検するとともに、危機対応に備え、顧客データ等の安全対策や資金の決済・払出しをはじめとする顧客対応等について、実効性のある危機管理態勢を平時から整備しておくことが経営上の重要な課題となっている。

このため、経営陣の責任において、

- ・ 危機発生時に、金融機関として必要最低限の業務の継続が確保できるよう、主要なリスクを十分に想定した業務継続体制が整備されているか、特に、迅速かつ的確に自然災害による被害やシステム障害等の情報を収集し、危機に対応できる態勢が整備されているか、
- ・ これまでの大規模な自然災害やシステム障害等の経験を踏まえ、既存の危機管理マニュアルや業務継続計画等が有効に機能したかを確認し、必要に応じて業務継続体制が適切に見直されているか、

等について、重点的に検証する。

(「システムリスク管理」については、後掲Ⅲ. 5. (5) を参照。)

2. 金融円滑化の一層の推進

金融機関においては、その業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、金融の円滑化を図るとともに、債務者の経営改善や事業再生等に関して積極的なサポートをすることが期待されている。

中小企業金融円滑化法の期限は、平成 25 年 3 月末まで 1 年間に限り再延長されており、現在は、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援、すなわち「出口戦略」を強力に推し進めていく上で極めて重要な局面にある。こうした中、

本年4月には「出口戦略」を推進するため、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」が取りまとめられている。

本検査事務年度においては、当該政策パッケージ等も踏まえつつ、以下の取組みについて、重点的に検証する。

なお、中小企業金融円滑化法の期限到来に当たり、中小企業融資に係る金融検査が過度に厳格なものとならないよう、配慮する。

(1) 中小企業向け融資

① 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組み

中小企業金融円滑化法の「出口戦略」が推し進められている中で、金融機関においては、中小企業の経営改善や事業再生等を最大限支援していくことが、従来以上に求められている。

このため、

- ・ 中小企業に対して、適切なコンサルティング機能を発揮しつつ、経営改善や事業再生等の可能性を適切に見極め、最大限の支援を適切に行うための態勢が整備されているか、
 - ・ 経営改善計画が未策定である中小企業に対して、中小企業の実態等を踏まえた上で、合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画が着実に策定されるよう支援しているか、
 - ・ 経営改善計画の策定後、その進捗状況等を定期的・継続的に把握するなど、計画達成に向けた支援に積極的に取り組んでいるか、
 - ・ 中小企業の経営改善や事業再生等に当たり、外部専門家や中小企業関係団体、信用保証協会、他の金融機関等のほか、企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会等との円滑かつ適切な連携を行う態勢が整備されているか、
 - ・ 「資本金借入金」や「ABL（動産・売掛債権担保融資）」等の多様な金融手法を積極的に活用して、顧客ニーズに応える態勢が整備されているか、
- 等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

② 中小企業の経営実態等を踏まえた取組み

金融機関においては、適切なリスク管理をベースとしつつ、中小企業の経営実態等を踏まえた上で、コンサルティング機能や金融仲介機能の発揮等を適切に行うことが求められている。

このため、

- ・ 顧客訪問等を通じた経営相談など、日常的で地道な取組みを積極的に行うための態勢が整備されているか、また、企業のライフサイクルの各段階（創業、新事業の立ち上げ、事業承継等）に応じて、経営相談や経営指導等をきめ細かく行うための態勢が整備されているか、
- ・ 債務者の実態をきめ細かく把握した上で、金融検査マニュアル別冊の趣旨（中小企業については、赤字や債務超過といった外形的事実のみで判断するの

- ではなく、数字に表れない技術力や経営者の資質等を十分踏まえて評価すべき)を踏まえ、円滑な金融仲介機能を発揮できる融資態勢が整備されているか、
- ・ 顧客から新規融資(条件変更等を行った後の資金供給等を含む)の相談・申込みがあった場合に、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるよう、審査等の対応や顧客説明等を適切に行うための態勢が整備されているか、
 - ・ 債務者から条件変更等の相談・申込みがあった場合に、当該債務者の経営実態等を十分に踏まえた適切な対応を行う態勢が整備されているか、
 - ・ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行が確立されているか、保証債務の履行を求める際には、保証人の生活実態を十分に踏まえ、各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなどのきめ細かな対応を行う態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

なお、経営相談・経営指導や経営改善・事業再生等に向けた優れた取組みや創意工夫が認められる場合には、金融検査において積極的に評価し、金融検査評定等にも明確に反映させるとともに、金融検査結果事例集により、広く周知を図ることとする。

(2) 住宅ローン

- ・ 顧客から新規融資(条件変更等を行った後の資金供給等を含む。)の相談・申込みがあった場合に、審査等の対応や顧客説明等を適切に行うための態勢が整備されているか、
- ・ 債務者から条件変更等の相談・申込みがあった場合に、当該債務者の経済状況等を十分に踏まえた適切な対応を行う態勢が整備されているか、
- ・ 住宅ローンについてグループ保証会社等が保証している場合(住宅ローン債権を当該保証会社等が代位弁済により取得した場合を含む。)、当該保証会社等においても金融円滑化の観点から適切な対応が図られるよう、指導・協議・要請等を行っているか、

等について、重点的に検証する。

(3) 成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組みの促進

日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客と向き合い、顧客の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果すべき役割を一層促していくことが求められている。

このため、金融機関における顧客の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組みの状況を踏まえ、金融機関による新規融資の積極的な取組みを促していく観点から、例えば、

- ・ 新規融資(特に中小・零細企業等向け融資)について、どのような経営方針

の下で積極的に取り組んでいるか、また、当該経営方針を営業の第一線に対してどのように周知徹底しているか、

- ・ 今後期待される景気回復局面における新たな資金需要の見通しについて分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか、
 - ・ 資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき新規融資の戦略・方針・具体的な目標等を立てているか、
 - ・ 資金需要の掘り起しに当たって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 貸付条件の変更等を行った債務者についても、債務者の実態を十分に把握した上で、新規融資に積極的に取り組んでいるか、仮に、謝絶する場合には、その理由を具体的に明示しているか、また、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資の相談・申込みを謝絶していないか、
 - ・ 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮（販路開拓支援・海外進出支援等）を新規融資に結びつけるため、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資を行う際に、不動産担保や保証（信用保証協会保証、個人保証）を求めるのは、どのような場合か、
 - ・ ABL（電子記録債権の活用を含む。）など、不動産担保や保証に依存しない融資の推進や資本金借入金の活用にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資についてどのような審査基準に基づき審査を行っているか、特に、中小・零細企業等向け融資の審査にあたって、具体的にどのような工夫・取組みを行っているか、
 - ・ スコアリングによる定量面（P/L、B/S）の審査に偏重することのないようにするため、具体的にどのような工夫（定性面の評価等）・取組みを行っているか、
 - ・ 新規融資に関する苦情・相談について、どのような態勢で対応しているか、
 - ・ 業績評価や人事評価にあたって、新規融資の取組みを勘案しているか、
 - ・ 新規融資の取組み、預貸率を含む金融機関のポートフォリオの状況等について、どのように分析し、情報開示を行っているか、
- 等について、重点的に検証する。

3. 法令等遵守態勢の整備

強固な法令等遵守態勢を維持・構築することは、金融機関が顧客からの信認を確保し、円滑な金融機能を果たしていく上で必要不可欠な要素である。金融機関における法令等違反は、金融機関の社会的評価を貶め、金融機関の経営にも大きな影響を及ぼす事態を招きかねない。

このため、金融機関による法令等遵守態勢の整備に向けた以下の取組みについて、重点的に検証する。

(1) 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止

平成23年10月に全都道府県で暴力団排除条例が施行され、本年7月には「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が改正されるなど、国・地方公共団体レベルで暴力団排除活動の充実・強化が図られつつある。こうした中、金融機関が国民の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を確保するためには、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除する必要がある。

このため、

- ・ 関係機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報を収集・分析するなど、反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢が整備されているか、
 - ・ 金融サービスの特性を踏まえ、反社会的勢力との関係が遮断できるような実効性のある態勢（例えば、金融機関における取引開始時の事前審査、取引開始後のモニタリングや取引解消に向けた取組み等）が整備されているか、
- 等について、それぞれの営業地域における状況等も踏まえつつ、重点的に検証する。

また、FATF（金融活動作業部会）において、本年2月に改定FATF勧告が公表されるなど、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策の厳格化に向けた国際的な議論が進められている。こうした中、金融機関においては、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されることを未然に防止することの重要性が一層増してきている。

このため、

- ・ 本人確認や疑わしい取引に関し、適切に対応する態勢が整備されているか、
 - ・ 平成25年4月に施行予定の改正犯収法（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）に対応するための態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

更に、

- ・ 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に対して、金融機関が組織的に取り組むため、関係部門間での横断的な協力態勢や、情報を共有する態勢が整備されているか、
- 等についても、重点的に検証する。

(2) 金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応

昨今、金融市場における不公正取引等が相次いで発生している。国内においては、金融機関の役職員が、インサイダー情報等を悪用した不公正取引により、自己や第三者の利益を不当に図る事件が発生し、国際的にも、金融市場における重要な指標の1つであるLIBORの不正操作問題に批判の目が向けられている。こうした不公正取引等は、金融機関への国民の信頼や市場の透明性・公平性を傷

つけかねない重大な問題である。

このため、本検査事務年度においては、不公正取引等の防止に向けて、

- ・ 適切な情報管理や業務の適切性の確保に係る内部管理態勢やコンプライアンス態勢が整備されているか、
- ・ 特に、有価証券等の売買等に当たり、必要かつ十分な管理・審査態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

(3) 不適切な新規業務等の防止に向けた対応

金融機関が行う新規業務等について、不適切な取引の発生を防止するため、

- ・ 新規業務や複雑なスキームを用いた取引の適法性等に関して、事前に検討を行う態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

(4) ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等

近年、銀行・証券・信託等の連携を活用した金融機関のホールセール業務（法人等を顧客とする業務）に広がりが見られる。ホールセール業務は、リテール業務と比べ、1件当たりの取扱金額が多額に上るほか、顧客のニーズに個別に対応し、定型化されていない複雑な商品・サービスを組成する場合も多いため、リーガルリスクの管理等が極めて重要である。

こうした状況を踏まえ、本検査事務年度においては、特に、ホールセール業務について、

- ・ 顧客との取引等を行う前に、必要に応じ、適切にリーガル・チェック等を行う態勢が整備されているか、
- ・ ホールセール業務を通じて取得した法人関係情報等に係る内部管理態勢やコンプライアンス態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

4. 顧客保護・利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性の向上を通じて、我が国金融システムの安定に資する重要な取組みである。金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供等により、競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関しては、単に法令を遵守するだけでなく、公共性が高く信頼性のある金融機関として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが求められている。

このため、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向けた以下の取組みについて、重点的に検証する。また、必要に応じ、消費者庁とも協力していく。

(1) 顧客保護等

① 顧客情報に係る管理の徹底

顧客情報は金融取引の基礎をなすものであり、個人情報保護の観点からも、その厳格な管理を徹底する必要がある。

このため、

- ・ 顧客情報に係る内部管理態勢やコンプライアンス態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

② 適正かつ安全な金融取引の確保

顧客保護には、適正かつ安全な金融取引の確保が必要不可欠である。

このため、

- ・ いわゆる振り込め詐欺等、預金口座の不正利用による被害防止のために必要な態勢が整備されているか、
- ・ 振り込め詐欺救済法に規定する手続等について、社内規則の制定等により適切に処理するための態勢が整備されているか、
- ・ 振り込め詐欺に限らず、偽造・盗難キャッシュカードによる被害やインターネットバンキングに関する金融犯罪被害のおそれがある者に対しても、必要な情報提供その他の措置を適切に講じる態勢が整備されているか、
- ・ 上記の金融犯罪の被害を防止するため、本人認証情報の保護対策を含め、情報セキュリティ対策の向上に向けた態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

③ 相談・苦情等への積極的な対応（金融ADR制度への対応を含む。）

顧客からの信認を確保するとともに、顧客ニーズを業務運営に生かしていく上で、相談・苦情等に対する主体的で迅速な対応は極めて重要である。

こうした観点から、

- ・ 相談・苦情等の原因分析、再発防止策の策定・周知、その実施状況のフォローアップなど、相談・苦情等への適切な対応を積極的に行うための態勢が整備されているか、等について、重点的に検証する。

また、金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）について、各金融機関に対する行為規制が適用され、金融ADR制度の利用者が増加しつつあること等を踏まえ、

- ・ 顧客から相談等があった際に、必要に応じて金融ADR制度を紹介するなど、顧客に対して適切な対応を行うための態勢が整備されているか、
- ・ 指定紛争解決機関から資料提出等の求めがあった場合に、正当な理由のない限り、これに速やかに応じる態勢が整備されているか、
- ・ 指定紛争解決機関が存在しない場合の各金融機関における代替措置に係る態勢が適切に整備されているか、等について、重点的に検証する。

④ 顧客に対する適切な説明

金融商品や金融サービスの多様化・複雑化が進む中で、金融機関に対する利用者の目線や要求水準は益々高まってきている。特に、リスク性商品や保険商品の販売に当たっては、顧客の真のニーズを踏まえつつ、商品の特性やリスクの所在を的確に説明することが求められる。

このため、

- ・ 金融機関が、法令等の本来の趣旨に則り、それぞれの顧客の知識・経験・理解度等を十分に踏まえ、適切な顧客対応を行っているか、

等について、実質的な面に着目して、重点的に検証する。

その際、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけていないかといった点についても、十分留意する。

特に、リスク性商品（海外の株式や債券を対象としたファンド・通貨選択型ファンド・毎月分配型ファンドなどの投資信託、仕組み債、為替デリバティブ、変額保険等）を販売している場合には、

- ・ 不招請勧誘規制の遵守態勢や投資信託間の乗り換え勧誘の適切性に係るモニタリング態勢が整備されているか、
- ・ 適合性原則や顧客の投資目的等を踏まえた説明態勢及び販売後のフォローアップ態勢が整備され、機能しているか、

等について、重点的に検証する。

また、近年、銀行窓口における一部の保険商品の勧誘に関して、高齢者に対する商品のリスク等の説明不足をはじめとするトラブルが増加している現状を踏まえ、

- ・ 預金との誤認防止や優越的地位の濫用等に係る弊害防止措置等が適切に機能しているか、
- ・ 顧客の同意を得ない非公開金融情報の保険募集への利用等に係る弊害防止措置等が適切に機能しているか、

等について、重点的に検証する。

(2) 利用者利便の向上

金融機関に対する国民の要求目線の高まりを踏まえると、金融機関が顧客の支持・信頼を得て経営基盤を維持していくためには、金融機関において、利用者ニーズの掘り起こしのほか、身体に障がいをもつ方や高齢者が金融サービスを安心して利用できる環境の提供等、利用者ニーズに応える新商品の開発やサービスの向上といった利用者利便の向上に向けて、更に取り組んでいく必要がある。

このため、本検査事務年度においても、金融機関の利用者利便の向上に向けた取組みについて、優れた事例があれば積極的に評価する。

5. リスク管理態勢の整備

(1) 統合的リスク管理

金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化する中で、金融機関においては、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えられないリスクを、確実に捕捉し、管理することが求められている。また、欧州債務問題が長期化し、世界的に景気の下振れリスクが高まる中、金融・資本市場等におけるストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝播することを念頭に置いて、統合的なリスク管理態勢の整備を図る必要がある。

このため、

- ・ 金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的なリスク管理態勢が整備されているか、
- ・ 統合的なリスク計測手法には、前提条件・モデル・計算手法等に起因する限界や弱点が存在することを認識した上で、多様なリスクを統合的に管理する態勢が整備されているか、
- ・ 統合的なリスク計測手法やその前提条件等について、継続的な検証（バック・テスト等）により、その妥当性を随時分析し、必要に応じて見直しを行う態勢が整備されているか、
- ・ 想定されうる中で最も厳しい市場環境の変化等の事象が、実体経済・金融資本市場全体にどのように波及し、個別の金融機関の経営に対して直接・間接にどのような影響を与える可能性があるか等について具体的に見据えた上で、厳格なストレス・テスト（例えば、急激な金利上昇、円高、株安等の複数事象が同時に発生するケース）等を実施しているか、また、ストレステストについては、対象とすべきエクスポージャーを全て捕捉したものとなっているか、単一のモデルや推計手法に過度に依存したものとなっていないか、
- ・ ストレス・テスト等の結果や分析内容が経営陣に報告され、経営の中で活用されているか、

等について、重点的に検証する。

（２）信用リスク等管理

① 法人等融資

- ・ 金融機関の経営に大きな影響を及ぼすおそれのある大口与信先や、シンジケート・ローン、海外向け与信等について、十分な債務者の実態把握に基づく適切な審査・与信管理態勢が整備されているか、
- ・ 特定の企業グループや業種等に対する信用集中リスクについて、適切な管理態勢が整備されているか、
- ・ 債務者の的確な予兆管理に努めるとともに、リスク情報を適時適切に信用格付に反映する態勢が整備されているか、また、債務者の実態を把握するに当たり、非上場大会社の外部監査人設置の有無や、期中における外部監査人の変更等、債務者の外部監査の状況についても確認する態勢の整備に努めているか、等について、重点的に検証する。

② 住宅ローン

国内において低金利環境が長期化し、住宅ローンの貸出に係る金融機関間の競争が高まりを見せている中、住宅ローン金利は一層の低下傾向にあり、金融機関には更に徹底したリスク管理が求められている。

このため、

- ・ 延滞状況等の管理だけでなく、金利リスクや繰上返済の発生状況のほか、与信時から一定期間経過後にデフォルト発生がピークに達する特性等を勘案しつつ、リスク管理を行う態勢が整備されているか、
- 等について、金融機関の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(3) 市場リスク管理

昨今の金融・資本市場の動向等に鑑み、

- ・ リスク枠や損失限度枠等の管理を実効的に行う態勢が整備されているか、
- ・ 多様なリスクを内包する金融商品や債券・株式等について、リスクを総合的に勘案した管理態勢が整備されているか、
- ・ 市場の変動が保有する資産・負債に与える金利リスクや、市場での流動性が枯渇することにより保有する資産が市場で容易に売却できなくなるリスク等を的確に把握する態勢が整備されているか、

等について、金融機関の規模や特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

(4) 流動性リスク管理

先般の世界的な金融危機においては、外国金融機関が資金流動性の面で困難に直面し、我が国金融機関も海外業務等において、外貨流動性の確保が問題となる事例が見受けられた。

このため、本検査事務年度においても、引き続き、

- ・ 海外に拠点を持つ我が国金融機関や在日拠点を有する外国銀行等について、流動性リスクをグローバルベースで適切に管理する態勢が整備されているか、
- 等について、金融機関の規模や特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

その際、グループ内の各社にまたがる流動性管理（国境をまたいだ本支店間の流動性管理を含む。）や外貨流動性管理の適切性、必要な流動性資産の保有状況についても着目する。

(5) システムリスク管理

金融機関のシステムは、決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が極めて高く、仮に障害等が発生した場合には、利用者利便を損ねるだけでなく、社会にも大きな影響を与え、金融機関としての信用を失墜する事態も招きかねない。

このため、本検査事務年度においては、当局としても、システムリスク管理態勢の検証に当たる陣容を抜本的に強化し、的確な検証に努めることとしている。

① システムリスクに関する総点検の結果を踏まえた検証

システムリスク管理に関しては、昨年、監督局を中心にシステムリスクに関する総点検を実施するとともに、その結果を踏まえて、本年6月に金融検査マニュアルを改定し、適切なシステムリスク管理態勢の整備に向けた検査上の着眼点を掲げたところである。

本検査事務年度においては、当該着眼点等に基づき、

- ・ 経営陣は、システム障害の未然防止や障害発生時の迅速な復旧対応を含むシステムリスク管理を重視しているか、
 - ・ システム障害発生時等のリスク管理態勢について、システム障害発生時の経営陣の果たすべき責任やとるべき対応は明確になっているか、
 - ・ 外部環境の変化を踏まえつつ、システムの処理能力等に関するリスクが認識・評価され、システムの十分性が確保されているか、
 - ・ システムに内在するリスクが継続的に洗い出され、その維持・改善のための投資が計画的に行われているか、
 - ・ システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢が整備されているか、
 - ・ コンティンジェンシープランについて、想定シナリオの見直しを適宜行い、その実効性を確保するための訓練を定期的実施しているか、
 - ・ 自家発電設備やバックアップセンター等について、必要に応じ適切な点検や見直しがなされているか、
- 等について、重点的に検証する。

② 業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応

金融機関においては、業務の拡大やシステムの更改・統合等のイベントに応じ、システムリスクを適切に管理することが求められている。

このため、

- ・ グローバルビジネスの進展に伴う海外業務の増大をはじめ、業務の拡大に対応したシステムリスク管理態勢が整備されているか、
 - ・ システムの更改・統合等の際に発生するリスクを的確に認識した上で、これを踏まえた適切なプロジェクト管理態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

③ システムの外部委託等に係る管理

金融機関における外部委託・クラウドサービスの利用やシステムの共同化が進展・増加する中で、

- ・ 外部委託等を行っている業務の具体的内容や当該業務に係るリスクの所在、外部委託先等において用いられるシステムの構成、障害等が発生した場合の対応等について、例えばシステムに精通した専門人材を配置するなど、適切に把握・管理できる態勢が整備されているか、

- ・ 金融機関と外部委託先等との間で、システムの開発・運用・管理等に関する役割や責任が明確化されているか、両者の間で連携態勢や報告態勢が整備されているか、また、コンティンジェンシープランが整備されているか、
 - ・ 外部委託先等が委託業務を適切に遂行できる態勢となっているかについて、適切に確認を行っているか、
 - ・ 外部委託先等が委託業務を実際に適切に遂行しているかについて、定期的に又は必要に応じて随時にモニタリングを行っているか、
- 等について、重点的に検証する。

(6) 信託業務に係るリスク管理等

① 信託業務に係る管理

信託業務における法令等遵守やリスク管理の枠組みは、銀行業務における枠組みとは大きく異なっており、また、信託業務の中でも、年金信託・金銭信託・不動産信託など、信託の種類ごとにリスク特性の違いが見られるところである。

こうした中、信託業務については、信託の種類ごとの特性に応じて、善管注意義務等の履行を確保し、信託に係るリスクを適切に管理する態勢の整備が求められている一方で、現状は、必ずしも十分な管理態勢が整備されているとは言えない事例がしばしば見られるところである。

こうした状況を踏まえ、本検査事務年度においては、

- ・ 信託の種類ごとの特性を踏まえた、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、オペレーショナル・リスク管理態勢等が整備されているか、
- ・ 信託の種類ごとの特性を踏まえた、リスクベースの内部監査が行われているか、
- ・ 信託業務において、経営陣やリスク管理部門による牽制機能が適切かつ実効的に働く態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

特に、昨検査事務年度以降、問題事例の発生を受け、年金基金等の委託者から資産の管理・運用を受託する信託銀行の果たすべき役割等について、様々な課題が提起されているところである。

こうした状況も踏まえ、年金基金等の委託者からの資産の管理・運用においては、

- ・ 委託者と締結した信託契約や、信託財産運用に関する運用ガイドラインの遵守をはじめ、善管注意義務や忠実義務等の履行を確保し、信託財産を適切に管理・運用する態勢が整備されているか、
- ・ 信託財産の受託に当たり、委託者の属性（知識・経験・財産の状況等）を適切に把握した上で、当該属性を踏まえて、適切に説明を行う態勢が整備されているか、また、信託財産受託後においても、信託財産の管理手法や運用実績等について、適切に説明を行う態勢が整備されているか、

等について、重点的に検証する。

② 信託業務の外部委託に係る管理

信託業務については、その根幹に関わる業務を含め、多くの業務が外部委託されている事例が見られるところである。

こうした状況を踏まえ、

- ・ 業務の外部委託を行うに際し、外部委託に伴い生じるオペレーショナル・リスク等について、当該業務の特性や重要度等を踏まえつつ、適切に評価・管理する態勢が整備されているか、
 - ・ 外部委託先が委託業務を適切に遂行できる態勢となっているかについて、適切に確認を行っているか、
 - ・ 外部委託先が委託業務を実際に適切に遂行しているかについて、定期的に又は必要に応じて随時にモニタリングする態勢が整備されているか、
- 等について、重点的に検証する。

(7) 保険業務に係るリスク管理

保険業務については、欧州債務問題をはじめとする世界経済の変調や、国内外における大規模な自然災害の発生など、取り巻くリスクが多様化・複雑化してきていること等を踏まえ、リスク管理の高度化等がこれまで以上に求められている状況にある。

こうした中、平成23年2月に改定された保険検査マニュアルに基づき、

- ・ 経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが進められているか、
 - ・ 世界的な金融・資本市場の変動や、大規模な自然災害の発生等を踏まえたストレス・テストを実施し、経営判断に活用しているか、
 - ・ 経営陣の確固たる主導性やコミットメントの下、負債特性に応じた資産・負債の総合的な管理（ALM）の態勢整備が進められているか、
 - ・ 国内外において大規模な自然災害が発生する中、海外拠点を含めた集積リスクの管理等、保険引受リスクが適切に管理されているか、また、再保険等に関して、その有効性の検証や出再先の管理等を行う態勢が整備されているか、
 - ・ 資産運用業務に当たり、適切なリスク管理態勢が整備されているか、また、適切なリスク管理態勢を整備しないまま、リスク性資産への投資比率を高めるなど、財務の健全性確保の観点から問題のある運営がなされていないか、
- 等について、保険会社の規模・特性等を踏まえつつ、重点的に検証する。

IV. 各種検査の基本的枠組み

本検査事務年度においては、以下のような基本的枠組みにより、金融検査の実効性の向上とともに、金融機関の負担軽減を図っていく。

1. 主要行

(1) ターゲット検査等

検証分野を絞り込んだターゲット検査を基本とし、特に海外における与信業務など、各行横断的にリスクの拡大が見られる分野については、必要に応じ、特定のテーマに絞った各行横断的検査（テーマ別横串検査）を実施する。

（２）E i Cの機能強化

金融検査に当たっては、複数年担当制の主任検査官（日本版 Examiner in Charge＜E i C＞）及びE i C補佐官が、事前に深度ある分析を行う。

このため、E i C及びE i C補佐官については、監督局に併任した上で、監督局における各種ヒアリング等に参加し、担当金融グループ全体の状況を常日頃から把握するとともに、担当金融グループに内在するリスクをできる限り早期に発見・認識できるよう努めることとする。

2. 地域金融機関

事前分析を従来以上に充実させ、検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進める。

海外への業務展開を図る地域銀行に対しては、海外拠点における業務の管理態勢の整備状況等について検証を行う。

また、財務局の所管地域をまたがる金融グループ等に対して、より実効的な検査を行うため、財務局間の連携を強化する。

3. 新規参入銀行

新規参入時に想定されていた新しいビジネスモデルに相応しい法令等遵守態勢や各種リスク管理態勢等の整備状況について、新規開業後、適切なタイミングで検証を行う。

また、資産規模が急拡大している場合や、新規参入時に想定されていたビジネスモデルと乖離が生じている場合には、業容拡大や足下のビジネスモデルに見合った各種リスク管理態勢の整備状況等についても検証を行う。

4. 信託兼営金融機関・信託会社

最近の信託業務をめぐる問題事例や環境の変化等を十分に踏まえつつ、信託検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢、オペレーショナル・リスク管理態勢のほか、外部委託先に対する管理態勢の整備状況等について検証を行う。

5. 保険会社等

保険会社については、近年、経営統合や海外の業務展開等に積極的に取り組む事例が多く見られており、また、平成 23 年 2 月には、保険検査マニュアルを全面改定して、統合的リスク管理態勢等に係る検証の強化を図ることとしているところで

ある。

本検査事務年度においては、こうした状況も踏まえ、当局として、保険会社に対する検査体制の拡充・強化を図ったところであり、検査周期の短縮に努めるとともに、改定保険検査マニュアルに基づく検証を引き続き実施する。また、事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、保険会社の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進める。更に、24年4月から試行を開始した保険検査評定制度の定着を図る。

少額短期保険業者については、業務の適切性等を確保する観点から、検査未実施先への金融検査を重点的に実施する。

6. 大手金融グループ

(1) コングロマリット検査

必要に応じて証券取引等監視委員会とも連携しつつ、グループ全体としての経営管理態勢、リスク管理態勢及び利益相反管理や顧客情報の取扱い等に関する内部管理態勢等について検証を行う。

(2) グローバルベースのビジネス展開への対応

我が国金融グループの海外拠点や外国金融グループの在日拠点について、海外当局と連携しつつ、国際金融情勢を見据えた金融検査を実施する。

また、海外への出張派遣と海外駐在員の戦略的活用により、グローバルリスクの早期把握に努める。

なお、国際的に活動し、大規模で多様な業務を行う金融機関については、FSB（金融安定理事会）等で、リスク情報の適時・適切な把握のためのデータ集計能力の向上が求められていくこと等を踏まえ、グループ・ベースでのデータ集計能力の向上に向けた態勢整備の検討状況等について検証を行う。

7. 外国銀行・外国保険会社

事前分析により検証分野を絞り込んだ上で、ターゲット検査や簡易検査を積極的に実施することにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進める。

また、外国銀行・外国保険会社の在日拠点（日本に設立された現地法人を含む。）における経営管理態勢・法令等遵守態勢等の深度ある実態把握及び問題意識の共有等を図るため、監督局と協働で実施するオフサイトヒアリングの結果等を踏まえ、必要に応じ、本社若しくは地域本部又は親会社の経営幹部やリスク管理部門・内部監査部門担当役員等との意見交換を積極的に実施するほか、監督カレッジ等を通じて母国当局との連携を強化する。

8. 金融会社等（貸金業者、前払式支払手段発行者、資金清算機関、資金移動業者、信用保証協会等）

財務局登録下の貸金業者に対しては、引き続き、改正貸金業法に対応した各種態勢の整備状況等について、貸金業者向けの総合的な監督指針の内容等を踏まえて検証を行う。

前払式支払手段発行者、資金清算機関及び資金移動業者に対しては、資金決済に関する法律に対応した各種態勢の整備状況について検証を行うとともに、業務の運営実態等についても検証を行う。

信用保証協会に対しては、信用保証協会法に対応した各種態勢の整備状況等について、信用保証協会向けの総合的な監督指針の内容等を踏まえて検証を行う。

なお、金融会社等の検査に当たっては、金融検査を実施する財務局と本庁検査局との間での連携を強化するとともに、自主規制機関との間でも適宜意見交換を行うなど連携を強化し、効率的な検査の実施に努める。

9. 指定紛争解決機関（金融ADR制度における指定紛争解決機関）

指定紛争解決機関については、平成22年の制度開始以降、業務量が増加している状況を踏まえ、組織の拡充の必要性に関する検討を含め、態勢の整備状況や業務の運営実態等について検証を行う。

10. 委託業者・代理業者

金融機関においては、システムの開発・運用業務を中心に外部委託が進展しており、近年では、複数金融機関による共同センター等への委託が広範化しているほか、外部委託先が金融機関の業務を再委託する事例も見られている。また、その際、海外に所在する業者に対して、委託や再委託を行っている事例も見られるところである。

代理業についても、保険代理店等を中心に、代理業者の規模拡大が見られるほか、非対面取引等、幅広い業務内容に取り組む事例が見られている。

こうした状況を踏まえ、外部委託先（海外に所在する業者を含む。）や代理店に対する金融機関の管理態勢の検証を行うほか、委託業者や代理業者に対する金融検査についても、引き続き積極的に実施する。また、外部委託先から再委託が行われている場合には、再委託業務に係る金融機関の管理状況についても検証を行う。

11. 政策金融機関

国際的な金融不安や経済環境の悪化、更には大規模な自然災害の発生等を背景に、近年、政策金融機関における政策融資制度の拡充が見られるところである。

こうした実態を踏まえ、本検査事務年度においては、主務官庁との間で、意見交換を従来以上に充実させるなど連携を強化し、政策金融機関の業務の運営状況等を的確に把握した上で、実効的な検査を行う。

12. 農業協同組合

農業協同組合に対しては、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を踏まえ、都道府県知事からの要請を受けて、農林水産省及び都道府県と連携して検査（3者要請検査）を実施し、信用リスクや資産査定管理等の整備状況について検証を行っているところである。

本検査事務年度においては、行政刷新会議に設置されている規制・制度改革委員会での議論に基づき、都道府県からの要請状況を踏まえつつ、農業協同組合に対する検査の件数を増加させるよう努めることとする。

（以上）

平成24検査事務年度検査基本計画

		実施予定数	〔参考〕過年度の検査基本計画	
			23事務年度	22事務年度
	銀 行	80	80	105
	信 用 金 庫 ・ 信 用 組 合	155	160	260
	労 働 金 庫 、 信 農 ・ 漁 連	35	25	5
預 金 等 受 入 金 融 機 関 計		270	265	370
保 險 会 社		30	25	20
	貸 金 業 者	70	80	90
	前 払 式 支 払 手 段 発 行 者	150	140	145
	そ の 他	45	35	20
そ の 他 の 金 融 機 関 計		265	255	255

(注1) 上記検査実施予定数は見込みであり、実施件数は変動することがあり得る。

(注2) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社に含めている。

平成24検査事務年度における検査計画及びその実績

		計画	実績
	銀行	80	79
	信用金庫・信用組合	155	153
	労働金庫、信農・漁連	35	35
預金等受入金融機関計		270	267
保険会社		30	30
	貸金業者	70	69
	前払式支払手段発行者	150	158
	その他	45	46
その他の金融機関計		265	273

(注) 銀行持株会社は銀行に、保険持株会社は保険会社を含めている。

資料19-1-3 グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況

(本邦金融機関等)

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
みずほ銀行	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
山口フィナンシャルグループ	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
山口銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
もみじ銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 17
北九州銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
紀陽ホールディングス	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 10	25. 6. 28
紀陽銀行	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 10	25. 6. 28

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
三菱東京UFJ銀行	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—
りそな銀行	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—
三井住友銀行	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
池田泉州ホールディングス	25. 4. 24	25. 5. 20	25. 6. 27	—
池田泉州銀行	25. 4. 24	25. 5. 20	25. 6. 27	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 11. 26	25. 2. 22
ジブラルタ生命保険	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 11. 26	25. 2. 22
プルデンシャル生命保険	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 31	25. 1. 31

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	24. 10. 31	24. 11. 16	25. 4. 8	25. 6. 25
三井住友海上火災保険	24. 10. 31	24. 11. 16	25. 4. 8	25. 6. 25
あいおいニッセイ同和損害保険	25. 1. 31	25. 2. 19	25. 4. 8	25. 6. 26

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ソニーフィナンシャルホールディングス	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
ソニー生命保険	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
ソニー損害保険	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
ソニー銀行	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
アニコムホールディングス	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 18	—
アニコム損害保険	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 18	—

(外国金融機関等)

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
バークレイズ銀行東京支店	24. 8. 23	24. 8. 31	24. 11. 16	25. 2. 6
バークレイズ証券	24. 8. 23	24. 8. 31	24. 11. 16	25. 2. 6

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店	24. 11. 27	24. 12. 4	25. 3. 21	25. 4. 1
アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(証券)(東京支店)	24. 11. 27	24. 12. 4	25. 3. 21	25. 4. 1

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション東京支店	25. 4. 3	25. 4. 15	25. 6. 26	—
J P モルガン証券	25. 4. 3	25. 4. 15	25. 6. 26	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
（立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照）

資料19-1-4 通年・専担検査の実施状況

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 22	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—
三井住友銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 22	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 23	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
	システム統合	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10 25. 6. 7
みずほ銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 23	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
	システム統合	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
みずほコーポレート銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 23	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	24. 8. 23	24. 9. 10	25. 2. 8	25. 5. 8
	システム統合	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
みずほ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 23	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	25. 4. 9	25. 4. 24	25. 6. 18	—

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三菱UFJフィナンシャル・グループ (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入(注1)		—
	総 合	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
三菱東京UFJ銀行(注2) (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
三菱UFJ信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 21	24. 9. 7	24. 10. 29	25. 1. 24

金融機関等名	検査区分/方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
りそなホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入(注1)		—
	総 合	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—
りそな銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入(注1)		—
	部 分	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—

金融機関等名	検査区分／方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友トラスト・ホールディングス (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 —	24. 8. 22 —	必要に応じて随時立入(注1) —	—	— —
三井住友信託銀行 (通年・専担検査の内訳)	通年・専担 部 分	24. 8. 22 25. 2. 7	必要に応じて随時立入(注1) 25. 2. 25	25. 4. 22	— —

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注2) みずほコーポレート銀行及び三菱東京UFJ銀行については、本店の検査実施と併せて海外拠点に対する実態把握を行っている。

(注3) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほフィナンシャルグループ	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
				25. 6. 7
みずほ銀行	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
みずほコーポレート銀行	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大分銀行	24. 10. 26	24. 11. 13	25. 1. 28	25. 3. 15

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

銀行持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
三井住友フィナンシャルグループ	通年・専担	24. 8. 22	必要に応じて随時立入（注1）		—
	部 分	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—
三井住友トラスト・ホールディングス	通年・専担	24. 8. 22	必要に応じて随時立入（注1）		—
みずほフィナンシャルグループ	通年・専担	24. 8. 23	必要に応じて随時立入（注1）		—
	部 分	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
	システム統合	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10 25. 6. 7
三菱UFJフィナンシャル・グループ	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入（注1）		—
	総 合	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
りそなホールディングス	通年・専担	24. 8. 21	必要に応じて随時立入（注1）		—
	総 合	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—
山口フィナンシャルグループ	総 合	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
紀陽ホールディングス	総 合	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 10	25. 6. 28
池田泉州ホールディングス	総 合	25. 4. 24	25. 5. 20	25. 6. 27	—

(注1) 一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専担的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で、持株会社に対して実施した主な検査実施状況を内訳のとおり表記している。

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

主要行等に対する検査実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日	
三井住友銀行	通年・専担	24.	8.	22	必要に応じて随時立入（注1）		—	
三井住友信託銀行	通年・専担	24.	8.	22	必要に応じて随時立入（注1）		—	
みずほ銀行	通年・専担	24.	8.	23	必要に応じて随時立入（注1）		—	
みずほコーポレート銀行	通年・専担	24.	8.	23	必要に応じて随時立入（注1）		—	
みずほ信託銀行	通年・専担	24.	8.	23	必要に応じて随時立入（注1）		—	
三菱東京UFJ銀行	通年・専担	24.	8.	21	必要に応じて随時立入（注1）		—	
三菱UFJ信託銀行	通年・専担	24.	8.	21	必要に応じて随時立入（注1）		—	
りそな銀行	通年・専担	24.	8.	21	必要に応じて随時立入（注1）		—	
シティバンク銀行	(注2)	24.	8.	23	必要に応じて随時立入		—	
大和ネクスト銀行	部	分	24.	8.	22	24. 9. 7	24. 10. 23	25. 1. 16
日本マスタートラスト信託銀行	部	分	24.	8.	22	24. 9. 7	24. 10. 25	25. 1. 23
イオン銀行	部	分	24.	11.	7	24. 11. 26	25. 1. 28	25. 4. 24
オリックス銀行	部	分	25.	1.	25	25. 2. 8	25. 3. 27	25. 5. 28
楽天銀行	部	分	25.	2.	5	25. 2. 20	25. 4. 4	25. 6. 27
ソニー銀行	部	分	25.	4.	15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
農中信託銀行	部	分	25.	4.	25	25. 5. 17	25. 6. 25	—

(注1) 以下において、一年を通じて同一の主要行グループ内の金融機関を継続的かつ専断的に検査する通年・専担検査の枠組みの中で主要行グループの銀行持株会社に対して実施した主な検査実施状況を参考のとおり表記している。

(注2) 当行の態勢を継続的にフォローアップする観点から、基本的に同一の主任検査官が、随時、当行に対する立入検査を実施できるような検査体制をとることとしている。

【参考：主な検査実施状況】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	検査方式	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
みずほコーポレート銀行	部	24. 8. 23	24. 9. 10	25. 2. 8	25. 5. 8
	システム統合リスク	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
みずほ銀行	部	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
	システム統合リスク	25. 3. 5	25. 3. 11	25. 4. 26	25. 5. 10
みずほ信託銀行	部	25. 4. 9	25. 4. 24	25. 6. 18	—
三菱UFJ信託銀行	部	24. 8. 21	24. 9. 7	24. 10. 29	25. 1. 24
三菱東京UFJ銀行	部	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
三井住友信託銀行	部	25. 2. 7	25. 2. 25	25. 4. 22	—
三井住友銀行	部	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—
りそな銀行	部	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【金融庁検査：地方銀行】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
北陸銀行	24.	8.	3	24. 8. 20	24. 9. 5	24. 11. 7
岩手銀行	24.	8.	21	24. 9. 5	24. 10. 23	25. 1. 10
西日本シティ銀行	24.	8.	22	24. 9. 6	24. 10. 26	24. 11. 30
						25. 1. 24
東京都民銀行	24.	8.	22	24. 9. 6	24. 10. 24	24. 1. 23
筑波銀行	24.	8.	23	24. 9. 6	24. 10. 24	25. 1. 22
秋田銀行	24.	8.	24	24. 9. 12	24. 10. 26	25. 1. 25
山口銀行	24.	11.	2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
北九州銀行	24.	11.	2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
横浜銀行	24.	11.	8	24. 11. 26	25. 1. 29	25. 4. 26
七十七銀行	24.	11.	9	24. 11. 28	25. 1. 28	25. 4. 22
東邦銀行	24.	11.	12	24. 11. 28	25. 1. 31	25. 4. 18
埼玉りそな銀行	25.	1.	29	25. 2. 13	25. 3. 27	25. 6. 24
紀陽銀行	25.	2.	6	25. 2. 22	25. 4. 10	25. 6. 28
広島銀行	25.	2.	13	25. 2. 28	25. 4. 18	—
静岡銀行	25.	4.	16	25. 5. 8	25. 6. 14	—
池田泉州銀行	25.	4.	24	25. 5. 20	25. 6. 27	—
青森銀行	25.	4.	24	25. 5. 17	25. 6. 27	—
三重銀行	25.	4.	24	25. 5. 16	25. 6. 24	—
群馬銀行	25.	5.	9	25. 5. 23	—	—

【金融庁検査：第二地方銀行】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
西 京 銀 行	24. 8. 21	24. 9. 5	24. 10. 30	25. 1. 29
も み じ 銀 行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 17
北 日 本 銀 行	25. 2. 6	25. 2. 21	25. 4. 9	25. 6. 19
高 知 銀 行	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 16	—
東 京 ス タ ー 銀 行	25. 2. 7	25. 2. 22	25. 4. 8	—
愛 媛 銀 行	25. 4. 19	25. 5. 14	25. 6. 21	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

地方銀行・第二地方銀行に対する検査の実施状況

【財務局検査：地方銀行】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
山陰合同銀行	24. 8. 3	24. 9. 4	24. 10. 11	25. 1. 7
肥後銀行	24. 8. 7	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 18
阿波銀行	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 19	25. 1. 18
十八銀行	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 21	25. 3. 21
北國銀行	25. 1. 11	25. 2. 5	25. 4. 26	—
山梨中央銀行	25. 1. 15	25. 1. 31	25. 3. 18	25. 6. 18
京都銀行	25. 2. 4	25. 2. 20	25. 4. 8	25. 6. 28
みちのく銀行	25. 2. 7	25. 2. 25	25. 4. 22	—
鹿児島銀行	25. 4. 5	25. 4. 23	25. 6. 7	—
千葉銀行	25. 4. 5	25. 4. 19	25. 6. 10	—
大垣共立銀行	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 10	—
但馬銀行	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 19	—

【財務局検査：第二地方銀行】

(平成25年6月30日現在)

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大光銀行	24. 8. 2	24. 8. 27	24. 10. 10	25. 1. 8
長崎銀行	24. 8. 22	24. 9. 5	24. 10. 16	25. 1. 15
栃木銀行	24. 10. 22	24. 11. 5	24. 12. 14	25. 3. 12
第三銀行	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 18	25. 3. 15
みなと銀行	24. 11. 6	24. 11. 20	25. 1. 30	25. 4. 23
東日本銀行	25. 1. 18	25. 2. 4	25. 3. 15	25. 6. 14
名古屋銀行	25. 1. 22	25. 2. 7	25. 3. 19	25. 6. 14
長野銀行	25. 4. 5	25. 4. 22	25. 6. 11	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日(無予告検査の場合は立入検査開始日)をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

【財務局検査】

(平成25年6月30日現在)

信用金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
仙南信用金庫	24. 7. 31	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 3
二本松信用金庫	24. 7. 31	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 21
一関信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 28	24. 10. 5	24. 12. 21
利根郡信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 27	24. 10. 5	25. 1. 4
横浜信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 27	24. 10. 11	25. 1. 11
目黒信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 22	24. 9. 7	24. 11. 29
さわやか信用金庫	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 10. 11	25. 1. 11
上越信用金庫	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 10. 11	25. 1. 8
備北信用金庫	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 9. 27	25. 1. 25
川之江信用金庫	24. 8. 6	24. 8. 23	24. 9. 20	24. 12. 10
武生信用金庫	24. 8. 7	24. 9. 3	24. 12. 26	25. 3. 25
釧路信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 5	25. 1. 9
北空知信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 5	25. 1. 7
大川信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 3	24. 12. 14
多摩信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 3	24. 10. 10	24. 11. 9
豊田信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 10	24. 12. 27
磐田信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 10	25. 1. 7
知多信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 5	24. 12. 27
但陽信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 16	25. 1. 11
奈良中央信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 22	25. 1. 10
京都北都信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 26	25. 2. 19
大阪市信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 18	25. 1. 22
神戸信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 22	25. 1. 10
中兵庫信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 19	25. 1. 18
しまね信用金庫	24. 10. 15	24. 10. 31	24. 12. 5	25. 3. 1
のと共栄信用金庫	24. 10. 17	24. 11. 6	25. 2. 1	25. 4. 26
東京シティ信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 5	24. 12. 13	25. 3. 13
興産信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 5	24. 12. 12	25. 3. 11
日生信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 13	25. 3. 8
備前信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 13	25. 3. 13
しまなみ信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 12	25. 3. 18
大分みらい信用金庫	24. 10. 23	24. 11. 7	24. 12. 7	25. 2. 18
長野信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 14	25. 3. 14
亀有信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 17	25. 3. 14
栃木信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 13	25. 3. 13
いちい信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 26	25. 3. 28

信用金庫名	予	告	日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日						
東濃信用金庫	24.	10.	24	24.	11.	7	24.	12.	12	25.	3.	11
中日信用金庫	24.	10.	24	24.	11.	7	24.	12.	11	25.	3.	19
大牟田柳川信用金庫	24.	10.	24	24.	11.	7	24.	12.	11	25.	3.	8
コザ信用金庫	24.	10.	24	24.	11.	7	24.	12.	12	25.	3.	26
旭川信用金庫	24.	10.	29	24.	11.	12	24.	12.	18	25.	4.	2
札幌信用金庫	24.	10.	29	24.	11.	12	24.	12.	13	25.	3.	5
新井信用金庫	24.	10.	29	24.	11.	12	24.	12.	7	25.	3.	4
奈良信用金庫	24.	11.	1	24.	11.	15	24.	12.	19	25.	3.	19
大阪東信用金庫	24.	11.	2	24.	11.	16	24.	12.	19	25.	4.	16
東予信用金庫	24.	11.	2	24.	11.	19	24.	12.	19	25.	3.	18
福島信用金庫	24.	11.	5	24.	11.	19	24.	12.	21	25.	3.	19
新庄信用金庫	24.	11.	5	24.	11.	19	25.	1.	18	25.	4.	12
ひまわり信用金庫	24.	11.	5	24.	11.	19	24.	12.	20	25.	3.	18
姫路信用金庫	24.	11.	6	24.	11.	20	24.	12.	21	25.	4.	9
桑名信用金庫	25.	1.	10	25.	1.	28	25.	3.	1	25.	6.	12
遠軽信用金庫	25.	1.	11	25.	1.	28	25.	3.	5	25.	5.	27
小樽信用金庫	25.	1.	11	25.	1.	28	25.	3.	1	25.	5.	29
留萌信用金庫	25.	1.	11	25.	1.	28	25.	2.	28	25.	5.	28
鹿沼相互信用金庫	25.	1.	11	25.	1.	28	25.	3.	1	25.	5.	23
鳥取信用金庫	25.	1.	15	25.	1.	29	25.	3.	8	25.	6.	5
米子信用金庫	25.	1.	15	25.	1.	29	25.	3.	12	25.	6.	12
水島信用金庫	25.	1.	15	25.	1.	29	25.	3.	6	25.	6.	4
城南信用金庫	25.	1.	16	25.	2.	1	25.	3.	18	25.	6.	17
富士宮信用金庫	25.	1.	17	25.	2.	4	25.	3.	8	25.	6.	25
東京信用金庫	25.	1.	18	25.	2.	1	25.	3.	18	25.	6.	18
観音寺信用金庫	25.	1.	18	25.	2.	4	25.	3.	6	25.	6.	3
西京信用金庫	25.	1.	21	25.	2.	4	25.	3.	14	25.	6.	14
平塚信用金庫	25.	1.	21	25.	2.	4	25.	3.	12	25.	6.	12
兵庫信用金庫	25.	1.	23	25.	2.	12	25.	3.	15	25.	6.	24
昭和信用金庫	25.	1.	28	25.	2.	12	25.	3.	19	25.	6.	17
摂津水都信用金庫	25.	2.	4	25.	2.	20	25.	4.	5	25.	6.	27
新宮信用金庫	25.	2.	4	25.	2.	18	25.	3.	27	25.	6.	7
須賀川信用金庫	25.	2.	5	25.	2.	20	25.	3.	27	25.	6.	18
九州ひぜん信用金庫	25.	2.	7	25.	2.	22	25.	3.	29	25.	6.	13
唐津信用金庫	25.	2.	7	25.	2.	22	25.	3.	28	25.	6.	20
さがみ信用金庫	25.	2.	14	25.	2.	28	25.	3.	26	25.	6.	13
福井信用金庫	25.	4.	2	25.	4.	16	25.	6.	20		—	
千葉信用金庫	25.	4.	4	25.	4.	18	25.	6.	6		—	
にかわ信用金庫	25.	4.	4	25.	4.	18	25.	6.	5		—	
飯田信用金庫	25.	4.	8	25.	4.	22	25.	6.	6		—	
静岡信用金庫	25.	4.	8	25.	4.	22	25.	6.	4		—	

【財務局検査】

(平成25年6月30日現在)

信用金庫名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
遠州信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 7	—
西濃信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 4	—
紀北信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 3	—
枚方信用金庫	25. 4. 10	25. 4. 24	25. 6. 7	—
大分信用金庫	25. 4. 12	25. 5. 8	25. 6. 5	—
永和信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 14	—
日新信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 13	—
倉吉信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 7	—
津山信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 24	—
西中国信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 11	—
柏崎信用金庫	25. 4. 16	25. 5. 8	25. 5. 31	—
熊本中央信用金庫	25. 4. 16	25. 5. 10	25. 6. 7	—
花巻信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 14	—
水沢信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 14	—
宮城第一信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 13	—
大地みらい信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 12	—
北星信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 12	—
大和信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 14	—
徳島信用金庫	25. 4. 24	25. 5. 16	25. 6. 14	—
新湊信用金庫	25. 5. 8	25. 5. 22	25. 6. 26	—
高松信用金庫	25. 5. 9	25. 5. 23	25. 6. 25	—

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
全国信用協同組合連合会	24. 11. 6	24. 11. 20	25. 1. 18	25. 4. 16

【財務局検査】

(平成25年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中ノ郷信用組合	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 10. 16	25. 1. 16
真岡信用組合	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 10. 5	24. 12. 20
両備信用組合	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 9. 27	25. 1. 10
興栄信用組合	24. 8. 6	24. 8. 28	24. 10. 5	24. 12. 27
糸魚川信用組合	24. 8. 6	24. 8. 28	24. 10. 5	25. 1. 4
東京証券信用組合	24. 8. 6	24. 8. 28	24. 10. 3	24. 12. 13
奄美信用組合	24. 8. 17	24. 9. 3	24. 9. 27	24. 12. 19
福岡県医師信用組合	24. 8. 20	24. 8. 30	24. 9. 13	24. 11. 2
益田信用組合	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 9	25. 1. 9
静岡県医師信用組合	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 9. 19	24. 11. 20
鹿児島県医師信用組合	24. 9. 13	24. 10. 1	24. 10. 12	24. 12. 20
佐賀県医師信用組合	24. 10. 22	24. 10. 31	24. 11. 14	25. 1. 28
巻信用組合	24. 10. 23	24. 11. 6	24. 12. 14	25. 3. 14
熊本県信用組合	24. 10. 23	24. 11. 7	24. 12. 10	25. 3. 5
新潟県信用組合	24. 10. 25	24. 11. 8	24. 12. 18	25. 3. 18
札幌中央信用組合	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 14	25. 3. 21
五泉信用組合	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 12	25. 3. 12
近畿産業信用組合	24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 31	25. 5. 23
和歌山県医師信用組合	24. 11. 6	24. 11. 20	24. 12. 18	25. 3. 14
土佐信用組合	24. 11. 19	24. 12. 3	24. 12. 21	25. 3. 14
長崎県医師信用組合	24. 11. 28	24. 12. 7	24. 12. 21	25. 3. 7
岐阜県医師信用組合	25. 1. 10	25. 1. 23	25. 2. 6	25. 4. 23
名古屋青果物信用組合	25. 1. 10	25. 1. 23	25. 2. 5	25. 5. 9
大分県信用組合	25. 1. 10	25. 1. 29	25. 3. 5	25. 5. 21
ウリ信用組合	25. 1. 11	25. 1. 28	25. 3. 1	25. 5. 17
広島県信用組合	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 8	25. 6. 7
信用組合広島商銀	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 8	25. 6. 7
長野県信用組合	25. 1. 16	25. 1. 31	25. 3. 12	25. 6. 12
第一勸業信用組合	25. 1. 16	25. 1. 31	25. 3. 12	25. 6. 10
熊谷商工信用組合	25. 1. 17	25. 1. 31	25. 3. 5	25. 6. 3
九州幸銀信用組合	25. 1. 17	25. 1. 31	25. 3. 12	25. 5. 31
京滋信用組合	25. 1. 23	25. 2. 12	25. 3. 22	25. 5. 31
兵庫県信用組合	25. 1. 23	25. 2. 12	25. 3. 21	25. 6. 12
兵庫ひまわり信用組合	25. 1. 30	25. 2. 20	25. 3. 27	25. 6. 27
愛知県医師信用組合	25. 2. 14	25. 2. 26	25. 3. 11	25. 5. 30
東信用組合	25. 2. 18	25. 3. 1	25. 3. 27	25. 6. 25

【財務局検査】

(平成25年6月30日現在)

信用組合名	予 告 日			立入検査開始日			立入検査終了日			検査結果通知日		
石川県医師信用組合	25.	2.	18	25.	3.	5	25.	3.	14	25.	5.	20
福井県医師信用組合	25.	2.	18	25.	3.	5	25.	3.	13	25.	5.	21
愛知県医療信用組合	25.	2.	21	25.	3.	5	25.	3.	19	25.	5.	30
協栄信用組合	25.	4.	5	25.	4.	22	25.	6.	5		—	
那須信用組合	25.	4.	8	25.	4.	22	25.	6.	5		—	
都留信用組合	25.	4.	8	25.	4.	22	25.	6.	10		—	
塩沢信用組合	25.	4.	9	25.	4.	23	25.	6.	5		—	
神奈川県歯科医師信用組合	25.	4.	10	25.	4.	24	25.	5.	30		—	
ハナ信用組合	25.	4.	15	25.	5.	8	25.	6.	10		—	
ミレ信用組合	25.	4.	15	25.	5.	8	25.	6.	14		—	
朝銀西信用組合	25.	4.	15	25.	5.	8	25.	6.	13		—	
信用組合岡山商銀	25.	4.	15	25.	5.	8	25.	6.	5		—	
長崎県民信用組合	25.	4.	15	25.	5.	8	25.	6.	18		—	
共立信用組合	25.	4.	16	25.	5.	8	25.	6.	10		—	
東浴信用組合	25.	4.	16	25.	5.	8	25.	6.	10		—	
空知商工信用組合	25.	4.	19	25.	5.	13	25.	6.	13		—	
古川信用組合	25.	4.	19	25.	5.	13	25.	6.	13		—	
兵庫県警察信用組合	25.	5.	7	25.	5.	20	25.	6.	10		—	

【主要行等】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
み ず ほ 銀 行	22. 5. 10	22. 5. 28	22. 7. 8	22. 9. 22
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	22. 5. 10	22. 5. 25	22. 7. 6	22. 10. 14
三 井 住 友 銀 行	22. 8. 18	22. 9. 9	22. 12. 2	23. 3. 17
三 菱 東 京 U F J 銀 行	22. 8. 18	22. 9. 9	22. 11. 12	23. 2. 18
イ オ ン 銀 行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 29	23. 1. 26
S B J 銀 行	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 10. 28	23. 1. 11
り そ な 銀 行	22. 11. 8	22. 11. 30	23. 2. 18	23. 6. 1
み ず ほ 信 託 銀 行	22. 11. 19	22. 12. 7	23. 2. 8	23. 4. 26
新 銀 行 東 京	22. 11. 26	22. 12. 13	23. 3. 7	23. 7. 1
オ リ ッ ク ス 信 託 銀 行	22. 12. 9	23. 1. 11	23. 2. 25	23. 6. 3
ソ ニ ー 銀 行	23. 2. 4	23. 2. 22	23. 4. 15	23. 7. 12
三 菱 U F J 信 託 銀 行	23. 2. 8	23. 2. 25	23. 6. 10	23. 9. 26
日 証 金 信 託 銀 行	23. 2. 9	23. 2. 25	23. 4. 15	23. 6. 23
シ テ ィ バ ン ク 銀 行	23. 2. 15	23. 3. 1	23. 7. 12	23. 9. 2
み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 7. 12	23. 11. 21
野 村 信 託 銀 行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 18	24. 1. 18
住 友 信 託 銀 行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 7	24. 2. 1
中 央 三 井 信 託 銀 行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 11. 1	24. 2. 1
住 信 S B I ネ ッ ト 銀 行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 21	24. 1. 20
農 林 中 央 金 庫	23. 8. 25	23. 9. 7	23. 10. 28	24. 1. 27
信 金 中 央 金 庫	23. 8. 25	23. 9. 7	23. 10. 18	23. 12. 26
新 生 銀 行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 3. 27	24. 5. 31
労 働 金 庫 連 合 会	23. 10. 28	23. 11. 17	23. 12. 21	24. 3. 16
あ お ぞ ら 銀 行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 19	24. 4. 18
み ず ほ 銀 行	23. 11. 2	23. 11. 22	24. 2. 17	24. 5. 16
新 生 信 託 銀 行	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 13
三 菱 東 京 U F J 銀 行	24. 1. 27	24. 2. 16	24. 4. 19	24. 7. 13
み ず ほ 信 託 銀 行	24. 2. 24	24. 3. 9	24. 6. 13	24. 9. 1
三 井 住 友 銀 行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 25	24. 9. 24
り そ な 銀 行	24. 4. 4	24. 4. 24	24. 6. 27	24. 9. 27
商 工 組 合 中 央 金 庫	24. 10. 30	24. 11. 14	25. 1. 21	25. 4. 12
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	24. 11. 6	24. 11. 20	25. 1. 18	25. 4. 16
イ オ ン 銀 行	24. 11. 7	24. 11. 26	25. 1. 28	25. 4. 24
み ず ほ 銀 行	24. 11. 20	24. 12. 7	25. 3. 4	25. 6. 7
オ リ ッ ク ス 銀 行	25. 1. 25	25. 2. 8	25. 3. 27	25. 5. 28

【主要行等】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
楽天銀行	25. 2. 5	25. 2. 20	25. 4. 4	25. 6. 27
三菱東京UFJ銀行	25. 2. 6	25. 2. 25	25. 4. 23	—
三井住友信託銀行	25. 2. 7	25. 2. 25	25. 4. 22	—
みずほ信託銀行	25. 4. 9	25. 4. 24	25. 6. 18	—
りそな銀行	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 24	—
ソニー銀行	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
三井住友銀行	25. 4. 24	25. 5. 20	—	—

【地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
百五銀行	22. 2. 4	22. 2. 23	22. 4. 8	22. 6. 29
百十四銀行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 8	22. 7. 9
北越銀行	22. 2. 8	22. 2. 26	22. 4. 13	22. 6. 30
紀陽銀行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 4. 9	22. 7. 1
西日本シティ銀行	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 4. 19	22. 7. 16
北國銀行	22. 2. 16	22. 3. 4	22. 4. 16	22. 6. 29
滋賀銀行	22. 2. 22	22. 3. 5	22. 4. 9	22. 7. 5
山口銀行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 15	22. 6. 24
第四銀行	22. 3. 1	22. 3. 11	22. 4. 16	22. 6. 30
岩手銀行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 15	22. 9. 9
四国銀行	22. 4. 21	22. 5. 13	22. 6. 11	22. 9. 8
千葉興業銀行	22. 5. 11	22. 5. 26	22. 6. 24	22. 9. 22
清水銀行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 28	22. 9. 27
福井銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	22. 9. 24
宮崎銀行	22. 5. 11	22. 5. 25	22. 6. 23	22. 9. 21
福岡銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 22	22. 9. 29
親和銀行	22. 5. 10	22. 5. 21	22. 6. 21	22. 9. 28
秋田銀行	22. 8. 16	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 22
佐賀銀行	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 7
青森銀行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 18	23. 1. 13
南都銀行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 7	22. 12. 24
群馬銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 13	22. 12. 14
肥後銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 14	22. 12. 21
静岡銀行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 15	23. 2. 7
スルガ銀行	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 10. 22	23. 1. 20
東京都民銀行	22. 9. 27	22. 10. 13	22. 11. 17	23. 3. 3
十八銀行	22. 10. 12	22. 10. 25	22. 11. 30	23. 2. 7
広島銀行	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 8	23. 2. 28
沖縄銀行	22. 10. 21	22. 11. 10	22. 12. 14	23. 3. 14
大垣共立銀行	22. 11. 4	22. 11. 25	23. 1. 21	23. 6. 9
阿波銀行	22. 11. 4	22. 11. 17	22. 12. 21	23. 3. 18
みちのく銀行	22. 11. 8	22. 11. 25	23. 1. 26	23. 4. 18
山形銀行	22. 11. 9	22. 11. 26	23. 1. 27	23. 5. 25
近畿大阪銀行	22. 11. 15	22. 12. 8	23. 2. 18	23. 5. 24
但馬銀行	22. 11. 15	22. 12. 2	23. 1. 25	23. 4. 22
横浜銀行	22. 11. 26	22. 12. 14	23. 1. 21	23. 5. 18
山陰合同銀行	22. 11. 26	22. 12. 15	23. 1. 27	23. 5. 23
武蔵野銀行	22. 11. 26	22. 12. 13	23. 1. 28	23. 5. 25

【地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大分銀行	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 2. 23	23. 4. 27
東北銀行	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 2	23. 6. 22
琉球銀行	23. 2. 1	23. 2. 17	23. 3. 23	23. 6. 30
伊予銀行	23. 2. 3	23. 2. 17	23. 3. 25	23. 7. 4
十六銀行	23. 4. 6	23. 4. 21	23. 8. 10	23. 11. 9
三重銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 5. 27	23. 8. 29
池田泉州銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 6. 14	23. 10. 4
鳥取銀行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 6. 10	23. 9. 26
北陸銀行	23. 4. 14	23. 5. 17	23. 6. 22	23. 11. 15
北海道銀行	23. 4. 14	23. 5. 17	23. 6. 22	23. 11. 17
富山銀行	23. 4. 15	23. 5. 10	23. 6. 28	23. 10. 17
京都銀行	23. 4. 18	23. 5. 13	23. 6. 16	23. 9. 27
筑邦銀行	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 20	23. 9. 22
中国銀行	23. 5. 10	23. 5. 25	23. 7. 5	23. 11. 10
埼玉りそな銀行	23. 5. 10	23. 5. 25	23. 6. 20	23. 10. 17
山梨中央銀行	23. 5. 10	23. 5. 26	23. 6. 20	23. 10. 4
鹿児島銀行	23. 5. 17	23. 6. 3	23. 6. 27	23. 9. 26
八十二銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 19	24. 1. 18
千葉銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 7	23. 12. 22
足利銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 27	24. 1. 27
福井銀行	23. 10. 28	23. 11. 16	24. 1. 13	24. 4. 12
滋賀銀行	23. 10. 31	23. 11. 18	24. 1. 19	24. 4. 13
宮崎銀行	23. 10. 25	23. 11. 9	23. 12. 19	24. 3. 21
第四銀行	23. 11. 11	23. 11. 29	24. 1. 31	24. 4. 27
清水銀行	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 3. 1	24. 5. 30
スルガ銀行	24. 1. 16	24. 1. 31	24. 3. 15	24. 6. 12
千葉興業銀行	24. 1. 25	24. 2. 8	24. 3. 23	24. 6. 21
南都銀行	24. 1. 30	24. 2. 14	24. 3. 29	24. 6. 29
福岡銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	24. 7. 10
親和銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 11	24. 7. 10
四国銀行	24. 4. 4	24. 4. 20	24. 6. 14	24. 9. 13
佐賀銀行	24. 4. 12	24. 5. 9	24. 6. 15	24. 9. 11
北越銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 14	24. 9. 11
百十四銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	24. 9. 13
荘内銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 21	24. 9. 21
北都銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 22	24. 9. 21
常陽銀行	24. 4. 23	24. 5. 16	24. 6. 22	24. 9. 19
山陰合同銀行	24. 8. 3	24. 9. 4	24. 10. 11	25. 1. 7
肥後銀行	24. 8. 7	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 18
阿波銀行	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 19	25. 1. 18

【地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
岩手銀行	24. 8. 21	24. 9. 5	24. 10. 23	25. 1. 10
西日本シティ銀行	24. 8. 22	24. 9. 6	24. 10. 26	24. 11. 30 25. 1. 24
東京都民銀行	24. 8. 22	24. 9. 6	24. 10. 24	24. 1. 23
筑波銀行	24. 8. 23	24. 9. 6	24. 10. 24	25. 1. 22
秋田銀行	24. 8. 24	24. 9. 12	24. 10. 26	25. 1. 25
十八銀行	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 21	25. 3. 21
山口銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
北九州銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 18
横浜銀行	24. 11. 8	24. 11. 26	25. 1. 29	25. 4. 26
七十七銀行	24. 11. 9	24. 11. 28	25. 1. 28	25. 4. 22
東邦銀行	24. 11. 12	24. 11. 28	25. 1. 31	25. 4. 18
北國銀行	25. 1. 11	25. 2. 5	25. 4. 26	—
山梨中央銀行	25. 1. 15	25. 1. 31	25. 3. 18	25. 6. 18
埼玉りそな銀行	25. 1. 29	25. 2. 13	25. 3. 27	25. 6. 24
京都銀行	25. 2. 4	25. 2. 20	25. 4. 8	25. 6. 28
紀陽銀行	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 10	25. 6. 28
みちのく銀行	25. 2. 7	25. 2. 25	25. 4. 22	—
広島銀行	25. 2. 13	25. 2. 28	25. 4. 18	—
鹿児島銀行	25. 4. 5	25. 4. 23	25. 6. 7	—
千葉銀行	25. 4. 5	25. 4. 19	25. 6. 10	—
大垣共立銀行	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 10	—
但馬銀行	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 19	—
静岡銀行	25. 4. 16	25. 5. 8	25. 6. 14	—
池田泉州銀行	25. 4. 24	25. 5. 20	25. 6. 27	—
青森銀行	25. 4. 24	25. 5. 17	25. 6. 27	—
三重銀行	25. 4. 24	25. 5. 16	25. 6. 24	—
群馬銀行	25. 5. 9	25. 5. 23	—	—

【第二地方銀行】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
沖 縄 海 邦 銀 行	22. 2. 5	22. 2. 24	22. 4. 9	22. 7. 9
仙 台 銀 行	22. 2. 8	22. 2. 25	22. 4. 8	22. 7. 16
京 葉 銀 行	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 24
熊 本 フ ァ ミ リ ー 銀 行	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 4. 16	22. 6. 28
大 光 銀 行	22. 4. 9	22. 4. 26	22. 6. 18	22. 9. 17
ト マ ト 銀 行	22. 4. 13	22. 5. 12	22. 6. 9	22. 8. 26
き ら や か 銀 行	22. 4. 20	22. 5. 20	22. 6. 24	22. 9. 21
み な と 銀 行	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 16	22. 9. 10
西 京 銀 行	22. 4. 21	22. 5. 21	22. 7. 9	22. 10. 21
静 岡 中 央 銀 行	22. 5. 11	22. 5. 28	22. 6. 25	22. 9. 28
愛 媛 銀 行	22. 8. 9	22. 8. 25	22. 9. 29	22. 12. 2
大 東 銀 行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 20	23. 1. 20
長 野 銀 行	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 10. 19	23. 1. 11
東 京 ス タ ー 銀 行	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 11. 17	23. 3. 8
東 日 本 銀 行	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 10. 25	23. 1. 24
富 山 第 一 銀 行	22. 8. 19	22. 9. 3	22. 10. 13	22. 12. 22
豊 和 銀 行	22. 10. 1	22. 10. 27	22. 12. 14	23. 3. 23
福 島 銀 行	22. 10. 18	22. 11. 8	22. 12. 17	23. 4. 11
栃 木 銀 行	22. 10. 26	23. 11. 11	22. 12. 10	23. 3. 11
高 知 銀 行	22. 11. 2	22. 11. 25	23. 1. 21	23. 4. 20
第 三 銀 行	22. 11. 8	22. 11. 25	23. 1. 26	23. 5. 24
も み じ 銀 行	23. 1. 12	23. 1. 28	23. 2. 23	23. 5. 20
福 岡 中 央 銀 行	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 6. 22
大 正 銀 行	23. 2. 3	23. 2. 22	23. 3. 30	23. 6. 30
佐 賀 共 栄 銀 行	23. 2. 8	23. 2. 25	23. 4. 19	23. 7. 15
長 崎 銀 行	23. 2. 10	23. 3. 1	23. 4. 8	23. 7. 7
中 京 銀 行	23. 2. 28	23. 3. 18	23. 4. 28	23. 7. 25
岐 阜 銀 行	23. 4. 6	23. 4. 21	23. 6. 10	23. 11. 15
名 古 屋 銀 行	23. 4. 6	23. 4. 22	23. 5. 31	23. 8. 31
北 洋 銀 行	23. 4. 11	23. 4. 25	23. 6. 17	23. 10. 7
愛 知 銀 行	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 15	23. 10. 7
南 日 本 銀 行	23. 4. 19	23. 5. 11	23. 6. 10	23. 9. 9
香 川 銀 行	23. 4. 20	23. 5. 18	23. 6. 23	23. 11. 10
徳 島 銀 行	23. 4. 20	23. 5. 18	23. 6. 23	23. 11. 10
島 根 銀 行	23. 8. 16	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10

【第二地方銀行】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東和銀行	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 21	24. 1. 18
宮崎太陽銀行	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 14	24. 1. 13
福邦銀行	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 21	24. 2. 10
神奈川銀行	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 10. 18	24. 1. 17
八千代銀行	23. 8. 18	23. 9. 1	23. 10. 20	24. 1. 20
関西アーバン銀行	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 31	24. 2. 7
静岡中央銀行	23. 10. 31	23. 11. 17	24. 1. 18	24. 4. 18
富山第一銀行	24. 1. 31	24. 2. 16	24. 3. 28	24. 6. 19
熊本ファミリー銀行	24. 2. 1	24. 2. 16	24. 4. 12	24. 7. 10
京葉銀行	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 4. 12	24. 6. 29
沖縄海邦銀行	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 15	24. 9. 18
トマト銀行	24. 4. 18	24. 5. 11	24. 6. 18	24. 9. 12
西京銀行	24. 8. 21	24. 9. 5	24. 10. 30	25. 1. 29
長崎銀行	24. 8. 22	24. 9. 5	24. 10. 16	25. 1. 15
栃木銀行	24. 10. 22	24. 11. 5	24. 12. 14	25. 3. 12
第三銀行	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 18	25. 3. 15
もみじ銀行	24. 11. 2	24. 11. 20	25. 1. 29	25. 4. 17
みなと銀行	24. 11. 6	24. 11. 20	25. 1. 30	25. 4. 23
東日本銀行	25. 1. 18	25. 2. 4	25. 3. 15	25. 6. 14
名古屋銀行	25. 1. 22	25. 2. 7	25. 3. 19	25. 6. 14
北日本銀行	25. 2. 6	25. 2. 21	25. 4. 9	25. 6. 19
高知銀行	25. 2. 6	25. 2. 22	25. 4. 16	—
東京スター銀行	25. 2. 7	25. 2. 22	25. 4. 8	—
長野銀行	25. 4. 5	25. 4. 22	25. 6. 11	—
愛媛銀行	25. 4. 19	25. 5. 14	25. 6. 21	—

【外国金融機関】

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ニューヨークメロン信託銀行	22. 4. 12	22. 5. 11	22. 6. 17	22. 9. 24

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鶴岡信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 16
新庄信用金庫	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 10
吉備信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 2
備前信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 25
東山口信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 29	22. 6. 21
沼津信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 8
瀬戸信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 14
蒲郡信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 8	22. 6. 7
西尾信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 8
東濃信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 3. 17	22. 6. 11
三島信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 18	22. 4. 28	22. 8. 6
大地みらい信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 24	22. 6. 22
稚内信用金庫	22. 2. 5	22. 2. 17	22. 3. 11	22. 6. 3
熊本信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 30	22. 6. 21
阿南信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 16
十三信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 18	22. 6. 15
淡路信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 3. 19	22. 6. 16
城北信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 19	22. 3. 24	22. 6. 17
利根郡信用金庫	22. 2. 8	22. 2. 24	22. 4. 7	22. 6. 30
幡多信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 15
横浜信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 16	22. 6. 16
足利小山信用金庫	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 12	22. 6. 9
川崎信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 19	22. 3. 16	22. 6. 16
大田原信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 23	22. 6. 21
諏訪信用金庫	22. 2. 10	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 18
一関信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 29
長野信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 25	22. 3. 24	22. 6. 24
新潟信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
三条信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 23	22. 3. 17	22. 6. 16
富山信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 10
のと共栄信用金庫	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 16	22. 6. 16
飯塚信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 10
大川信用金庫	22. 2. 15	22. 3. 1	22. 3. 30	22. 5. 13
あぶくま信用金庫	22. 2. 16	22. 3. 1	22. 3. 19	22. 6. 15
奄美大島信用金庫	22. 2. 19	22. 3. 1	22. 3. 12	22. 6. 3
上田信用金庫	22. 2. 23	22. 3. 8	22. 4. 9	22. 6. 24
世田谷信用金庫	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 8	22. 6. 25
焼津信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 29

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
大垣信用金庫	22. 3. 23	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 6. 30
掛川信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 5. 14	22. 8. 9
磐田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 25
豊田信用金庫	22. 4. 1	22. 4. 12	22. 4. 28	22. 6. 29
埼玉縣信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 14	22. 5. 13	22. 8. 6
鶴來信用金庫	22. 4. 2	22. 4. 13	22. 4. 22	22. 7. 21
天草信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 7. 23
花巻信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 12	22. 7. 5
仙南信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 19	22. 5. 14	22. 5. 31
二本松信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 21	22. 5. 14	22. 8. 9
新発田信用金庫	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 12	22. 8. 5
東京三協信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 20	22. 5. 12	22. 7. 1
苫小牧信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 20	22. 6. 28
北海信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
網走信用金庫	22. 4. 8	22. 4. 22	22. 5. 18	22. 6. 25
興産信用金庫	22. 4. 9	22. 4. 21	22. 5. 26	22. 8. 4
日生信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	22. 9. 8
防府信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 11	22. 6. 11	22. 9. 8
東奥信用金庫	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 15	22. 8. 31
コザ信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 17	22. 6. 16	22. 9. 14
江差信用金庫	22. 4. 16	22. 5. 13	22. 6. 10	22. 8. 30
島根中央信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 19	22. 6. 9	22. 8. 27
高鍋信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	22. 9. 3
宮崎信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 17	22. 6. 18	22. 9. 8
京都信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 7	22. 9. 3
さわやか信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 17	22. 9. 17
アイオ一信用金庫	22. 4. 20	22. 5. 11	22. 6. 4	22. 9. 3
大阪厚生信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	22. 9. 7
西兵庫信用金庫	22. 4. 22	22. 5. 17	22. 6. 8	22. 9. 8
佐原信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 15	22. 9. 8
筑後信用金庫	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 22	22. 8. 19
高岡信用金庫	22. 5. 13	22. 5. 24	22. 6. 11	22. 9. 13
延岡信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 8. 30
伊万里信用金庫	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 6. 30
知多信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 15	22. 9. 7
高山信用金庫	22. 5. 18	22. 5. 27	22. 6. 18	22. 9. 17
秋田信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	22. 9. 27
石巻信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 17	22. 9. 8
上越信用金庫	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 17	22. 9. 6

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
加茂信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 7. 23	22. 10. 12
東榮信用金庫	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 6. 16	22. 8. 31
日高信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 28
渡島信用金庫	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 23
愛知信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 7
中日信用金庫	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 7
館林信用金庫	22. 5. 28	22. 6. 9	22. 6. 22	22. 8. 12
足立成和信用金庫	22. 6. 29	22. 7. 9	22. 7. 23	22. 10. 6
目黒信用金庫	22. 6. 29	22. 7. 9	22. 7. 23	22. 10. 6
水沢信用金庫	22. 7. 1	22. 7. 15	22. 7. 29	22. 9. 9
大阪商工信用金庫	22. 7. 13	22. 7. 28	22. 8. 27	22. 11. 25
京都北都信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 21	22. 12. 20
大阪市信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 17	22. 12. 15
中兵庫信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 3	22. 11. 18
湖東信用金庫	22. 7. 20	22. 8. 18	22. 9. 2	22. 11. 11
山形信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 23	22. 9. 29	22. 12. 21
盛岡信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 23	22. 9. 29	22. 12. 17
亀有信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 11. 26
栃木信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 10	22. 11. 22
鹿児島信用金庫	22. 8. 2	22. 8. 16	22. 9. 22	22. 12. 20
城南信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 9	22. 11. 26
東京シティ信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 25	22. 10. 13	23. 1. 12
千葉信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 17	22. 11. 25
東京信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 20	22. 9. 10	22. 11. 25
米子信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 10. 1	22. 12. 21
呉信用金庫	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 24	22. 12. 8
米沢信用金庫	22. 8. 6	22. 8. 26	22. 9. 8	22. 10. 21
白河信用金庫	22. 8. 6	22. 8. 26	22. 9. 8	22. 11. 25
愛媛信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 25	22. 9. 16	22. 11. 16
大分みらい信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 14	22. 11. 15
大分信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 11
南郷信用金庫	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 2
上市信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 8	22. 11. 29
武生信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 9	22. 11. 24
小浜信用金庫	22. 8. 16	22. 8. 25	22. 9. 9	22. 11. 24
福岡ひびき信用金庫	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 12. 21
北見信用金庫	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 8	23. 1. 7
北空知信用金庫	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 9. 9	22. 10. 19
豊川信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 9. 30	22. 12. 7

【信用金庫】

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
碧海信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 5	22. 12. 22
東春信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 8	22. 12. 22
静岡信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 6	22. 12. 17
浜松信用金庫	22. 8. 23	22. 9. 2	22. 10. 6	23. 1. 5
新井信用金庫	22. 9. 15	22. 9. 29	22. 10. 15	22. 12. 22
旭川信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 12. 14
空知信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 11. 29
羽後信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 6	22. 11. 5	23. 1. 28
長浜信用金庫	22. 9. 16	22. 10. 5	22. 10. 21	23. 1. 12
昭和信用金庫	22. 9. 17	22. 10. 1	22. 10. 15	22. 12. 13
飯田信用金庫	22. 9. 22	22. 10. 5	22. 10. 29	23. 1. 7
にかわ信用金庫	22. 9. 22	22. 10. 4	22. 10. 26	23. 1. 14
平塚信用金庫	22. 9. 24	22. 10. 6	22. 10. 29	23. 1. 27
柏崎信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 7	22. 10. 26	23. 1. 18
西京信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 12	22. 11. 11	23. 2. 10
金沢信用金庫	22. 9. 27	22. 10. 12	22. 12. 3	23. 3. 8
都城信用金庫	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 11. 17	23. 1. 31
山梨信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 11. 30	23. 2. 28
姫路信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 25	23. 2. 24
兵庫信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 19	23. 2. 17
摂津水都信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 18	23. 2. 17
但陽信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 19	22. 11. 10	23. 2. 7
遠賀信用金庫	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 24
川之江信用金庫	22. 10. 5	22. 10. 20	22. 11. 2	22. 12. 8
日本海信用金庫	22. 10. 13	22. 10. 25	22. 11. 9	23. 1. 7
西中国信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 9	23. 3. 8
水島信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 7	23. 3. 4
鳥取信用金庫	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 3	23. 3. 3
いちい信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 10
島田信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 15
桑名信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 14
西濃信用金庫	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 11. 16	23. 2. 15
静岡信用金庫	22. 10. 19	22. 10. 28	22. 11. 17	23. 2. 15
遠州信用金庫	22. 10. 19	22. 10. 28	22. 11. 17	23. 2. 15
東予信用金庫	22. 10. 21	22. 11. 8	22. 12. 15	23. 3. 15
帯広信用金庫	22. 10. 22	22. 11. 8	22. 11. 19	23. 2. 14
北門信用金庫	22. 10. 22	22. 11. 8	22. 12. 9	23. 2. 25
室蘭信用金庫	22. 10. 26	22. 11. 10	22. 11. 26	23. 1. 19
さがみ信用金庫	22. 10. 27	22. 11. 9	22. 11. 26	23. 1. 27

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
鹿沼相互信用金庫	22. 10. 27	22. 11. 9	22. 12. 15	23. 3. 14
尾西信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 10	23. 3. 9
日新信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 17	22. 12. 15	23. 3. 7
神戸信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 17	22. 12. 10	23. 3. 10
大牟田柳川信用金庫	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 14	23. 3. 4
唐津信用金庫	22. 11. 2	22. 11. 18	22. 12. 16	23. 3. 16
飯能信用金庫	22. 11. 8	22. 11. 18	22. 12. 21	23. 3. 16
氷見伏木信用金庫	22. 11. 8	22. 11. 24	22. 12. 16	23. 3. 30
西武信用金庫	22. 11. 11	22. 11. 24	22. 12. 15	23. 3. 11
東京東信用金庫	22. 11. 12	22. 11. 25	22. 12. 17	23. 3. 14
富士宮信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
津信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 14
関信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
八幡信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 16
紀北信用金庫	22. 11. 25	22. 12. 6	22. 12. 16	23. 3. 15
奈良中央信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 20	23. 3. 16
奈良信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 21	23. 3. 16
新宮信用金庫	22. 11. 26	22. 12. 9	22. 12. 21	23. 3. 17
朝日信用金庫	22. 12. 1	22. 12. 13	23. 1. 24	23. 4. 13
しののめ信用金庫	22. 12. 13	23. 1. 11	23. 2. 1	23. 4. 7
松本信用金庫	22. 12. 14	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 23
館山信用金庫	22. 12. 15	23. 1. 13	23. 1. 28	23. 4. 14
熊本中央信用金庫	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 2. 18	23. 5. 13
備北信用金庫	23. 1. 11	23. 1. 24	23. 2. 4	23. 4. 8
青い森信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 3	23. 6. 3
青木信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 2. 21	23. 5. 19
新湊信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 26	23. 3. 1	23. 6. 1
砺波信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 26	23. 2. 25	23. 5. 25
倉吉信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 31	23. 3. 3	23. 6. 3
津山信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 31	23. 3. 23	23. 5. 17
しまなみ信用金庫	23. 1. 12	23. 1. 28	23. 3. 8	22. 6. 7
伊達信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 1	22. 5. 25
遠軽信用金庫	23. 1. 13	23. 2. 1	23. 2. 9	23. 3. 9
北星信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 2. 4	23. 3. 23
岐阜信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 2	23. 6. 1
三重信用金庫	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 2	22. 6. 7
川口信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 26	23. 2. 8	23. 4. 26
北伊勢上野信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 2
尼崎信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 2. 22	23. 5. 20

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
永和信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 2
京都中央信用金庫	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 2. 22	23. 5. 16
多摩信用金庫	23. 1. 17	23. 1. 27	23. 2. 18	23. 5. 9
結城信用金庫	23. 1. 17	23. 1. 27	23. 2. 17	23. 5. 20
但馬信用金庫	23. 1. 18	23. 2. 1	23. 2. 21	23. 5. 16
福岡信用金庫	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 5. 25
高松信用金庫	23. 2. 2	23. 2. 21	23. 3. 28	23. 6. 1
瀧野川信用金庫	23. 2. 4	23. 2. 22	23. 3. 30	23. 5. 24
芝信用金庫	23. 2. 8	23. 2. 21	23. 3. 4	23. 6. 2
巢鴨信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 22	23. 3. 23	23. 6. 16
中南信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 22	23. 3. 9	23. 5. 26
敦賀信用金庫	23. 2. 9	23. 2. 24	23. 4. 6	23. 6. 20
しまね信用金庫	23. 2. 14	23. 2. 28	23. 3. 11	23. 6. 10
高崎信用金庫	23. 2. 15	23. 2. 28	23. 4. 6	23. 6. 27
三浦藤沢信用金庫	23. 2. 16	23. 2. 28	23. 3. 30	23. 5. 25
釧路信用金庫	23. 2. 21	23. 3. 7	23. 3. 17	23. 4. 27
村上信用金庫	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 3. 25	23. 6. 15
銚子信用金庫	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 6. 17	23. 9. 14
日田信用金庫	23. 3. 1	23. 3. 15	23. 3. 29	23. 5. 26
中栄信用金庫	23. 3. 2	23. 4. 4	23. 4. 19	23. 6. 27
枚方信用金庫	23. 3. 3	23. 3. 16	23. 4. 26	23. 7. 25
石動信用金庫	23. 3. 7	23. 3. 22	23. 4. 26	23. 7. 7
興能信用金庫	23. 3. 7	23. 3. 22	23. 5. 9	23. 6. 2
播州信用金庫	23. 3. 8	23. 3. 22	23. 4. 27	23. 6. 27
大阪東信用金庫	23. 3. 14	23. 4. 4	23. 4. 28	23. 6. 27
滋賀中央信用金庫	23. 3. 14	23. 4. 4	23. 4. 27	23. 7. 27
大和信用金庫	23. 3. 16	23. 4. 7	23. 4. 20	23. 6. 28
小松川信用金庫	23. 3. 23	23. 4. 4	23. 4. 22	23. 6. 29
東京ベイ信用金庫	23. 3. 24	23. 4. 8	23. 5. 20	23. 8. 9
桐生信用金庫	23. 3. 29	23. 4. 11	23. 4. 26	23. 6. 13
留萌信用金庫	23. 4. 5	23. 4. 19	23. 4. 28	23. 6. 24
北群馬信用金庫	23. 4. 5	23. 4. 20	23. 6. 3	23. 8. 31
佐野信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 9
おかやま信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 10	23. 9. 7
広島信用金庫	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 9	23. 9. 2
高知信用金庫	23. 4. 14	23. 5. 12	23. 6. 23	23. 9. 22
徳島信用金庫	23. 4. 14	23. 5. 12	23. 6. 15	23. 9. 14
岡崎信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 14	23. 9. 12
豊橋信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 16	23. 6. 21	23. 9. 12

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
半田信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 12
鹿児島相互信用金庫	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 7	23. 9. 1
烏山信用金庫	23. 4. 21	23. 5. 11	23. 6. 2	23. 8. 12
佐賀信用金庫	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 22	23. 8. 23
九州ひぜん信用金庫	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 6. 24	23. 9. 22
青梅信用金庫	23. 5. 10	23. 5. 23	23. 6. 13	23. 9. 12
大福信用金庫	23. 5. 11	23. 5. 24	23. 6. 20	23. 9. 2
大阪信用金庫	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 24	23. 9. 14
きのくに信用金庫	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 23	23. 9. 16
甲府信用金庫	23. 5. 13	23. 5. 25	23. 6. 16	23. 9. 15
福井信用金庫	23. 5. 13	23. 5. 25	23. 6. 24	23. 10. 11
越前信用金庫	23. 5. 16	23. 5. 26	23. 6. 8	23. 6. 27
札幌信用金庫	23. 5. 17	23. 5. 31	23. 6. 15	23. 8. 3
小樽信用金庫	23. 5. 17	23. 5. 31	23. 6. 9	23. 8. 4
観音寺信用金庫	23. 7. 22	23. 8. 16	23. 8. 26	23. 10. 27
玉島信用金庫	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 9. 26	23. 12. 20
宇和島信用金庫	23. 8. 4	23. 8. 24	23. 9. 30	23. 12. 14
田川信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 3	23. 12. 15
たちばな信用金庫	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 10. 5	23. 12. 1
蒲郡信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 3. 2
富士信用金庫	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 11	24. 2. 23
熊本第一信用金庫	23. 8. 17	23. 8. 31	23. 10. 11	23. 12. 22
湘南信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 4	24. 2. 2
北陸信用金庫	23. 8. 18	23. 9. 5	23. 10. 17	24. 1. 30
長岡信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 14	24. 1. 12
アルプス中央信用金庫	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 28	24. 1. 27
函館信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 25
日高信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 10. 7	24. 1. 10
北海信用金庫	23. 8. 22	23. 9. 5	23. 11. 22	24. 2. 28
広島みどり信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 8	24. 3. 2
萩山口信用金庫	23. 9. 29	23. 11. 8	23. 12. 9	24. 3. 30
東山口信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
防府信用金庫	23. 10. 14	23. 11. 8	23. 12. 7	24. 3. 7
川崎信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 2	23. 12. 16	24. 3. 14
足利小山信用金庫	23. 10. 18	23. 11. 7	23. 12. 16	24. 3. 16
飯塚信用金庫	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 8	24. 3. 5
愛知信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 24
沼津信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 12	24. 4. 3
高山信用金庫	23. 10. 24	23. 11. 9	23. 12. 9	24. 4. 10

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
西尾信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	23. 12. 14	24. 3. 27
富山信用金庫	23. 10. 27	23. 11. 11	24. 1. 17	24. 4. 11
帯広信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 4. 24
網走信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 27
阿南信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 15	23. 12. 14	24. 3. 13
幡多信用金庫	23. 10. 28	23. 11. 14	23. 12. 15	24. 3. 14
淡路信用金庫	23. 11. 2	23. 11. 17	23. 12. 20	24. 3. 16
十三信用金庫	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 21	24. 3. 16
大田原信用金庫	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 1. 17	24. 4. 16
三条信用金庫	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 1. 19	24. 4. 18
諏訪信用金庫	23. 11. 14	23. 11. 30	24. 1. 25	24. 4. 24
新発田信用金庫	23. 11. 15	23. 12. 1	24. 1. 27	24. 4. 26
上田信用金庫	23. 12. 1	23. 12. 15	24. 2. 7	24. 4. 25
島根中央信用金庫	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 3. 1	24. 5. 30
吉備信用金庫	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 2. 29	24. 5. 24
福岡ひびき信用金庫	24. 1. 11	24. 1. 25	24. 3. 6	24. 4. 27
京都信用金庫	24. 1. 16	24. 2. 3	24. 3. 21	24. 6. 27
佐原信用金庫	24. 1. 18	24. 2. 2	24. 3. 16	24. 6. 15
西兵庫信用金庫	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 3. 8	24. 5. 30
苫小牧信用金庫	24. 1. 27	24. 2. 13	24. 3. 16	24. 5. 22
城北信用金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 27	24. 6. 26
東榮信用金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 21	24. 6. 19
高岡信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 16	24. 3. 22	24. 6. 22
筑後信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 14	24. 3. 16	24. 5. 22
伊万里信用金庫	24. 1. 31	24. 2. 14	24. 3. 26	24. 6. 18
瀬戸信用金庫	24. 2. 1	24. 2. 15	24. 3. 23	24. 6. 21
愛媛信用金庫	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 3. 15	24. 5. 31
北上信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 27	24. 3. 14	24. 5. 23
東京三協信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 28
館林信用金庫	24. 2. 7	24. 2. 21	24. 3. 28	24. 6. 18
世田谷信用金庫	24. 2. 20	24. 3. 5	24. 4. 18	24. 6. 28
水戸信用金庫	24. 4. 4	24. 4. 18	24. 6. 15	24. 9. 13
足立成和信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 19	24. 6. 7	24. 9. 5
アイト一信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 19	24. 6. 6	24. 9. 3
呉信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 20	24. 6. 6	24. 9. 13
日本海信用金庫	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 6. 1	24. 8. 31
三島信用金庫	24. 4. 6	24. 4. 23	24. 6. 6	24. 9. 6
大垣信用金庫	24. 4. 6	24. 4. 23	24. 6. 4	24. 9. 11
会津信用金庫	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 12	24. 9. 4

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
遠賀信用金庫	24. 4. 9	24. 4. 23	24. 6. 5	24. 8. 16
湖東信用金庫	24. 4. 13	24. 5. 9	24. 6. 14	24. 9. 13
埼玉縣信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 18	24. 9. 11
加茂信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 12	24. 9. 12
大阪商工信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 11	24. 6. 15	24. 9. 13
大阪厚生信用金庫	24. 4. 16	24. 5. 10	24. 6. 8	24. 9. 4
小浜信用金庫	24. 4. 17	24. 5. 14	24. 6. 15	24. 9. 13
熊本信用金庫	24. 4. 17	24. 5. 8	24. 6. 8	24. 9. 3
室蘭信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	24. 8. 31
空知信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 8	24. 6. 8	24. 9. 11
長浜信用金庫	24. 4. 18	24. 5. 14	24. 6. 14	24. 9. 11
新潟信用金庫	24. 4. 23	24. 5. 14	24. 6. 15	24. 9. 14
鶴来信用金庫	24. 4. 24	24. 5. 21	24. 6. 22	24. 9. 14
仙南信用金庫	24. 7. 31	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 3
二本松信用金庫	24. 7. 31	24. 8. 27	24. 10. 3	24. 12. 21
一関信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 28	24. 10. 5	24. 12. 21
利根郡信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 27	24. 10. 5	25. 1. 4
目黒信用金庫	24. 8. 2	24. 8. 22	24. 9. 7	24. 11. 29
備北信用金庫	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 9. 27	25. 1. 25
川之江信用金庫	24. 8. 6	24. 8. 23	24. 9. 20	24. 12. 10
武生信用金庫	24. 8. 7	24. 9. 3	24. 12. 26	25. 3. 25
釧路信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 5	25. 1. 9
北空知信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 5	25. 1. 7
大川信用金庫	24. 8. 20	24. 9. 3	24. 10. 3	24. 12. 14
豊田信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 10	24. 12. 27
磐田信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 10	25. 1. 7
知多信用金庫	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 5	24. 12. 27
但陽信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 16	25. 1. 11
奈良中央信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 22	25. 1. 10
京都北都信用金庫	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 26	25. 2. 19
大阪市信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 18	25. 1. 22
神戸信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 22	25. 1. 10
中兵庫信用金庫	24. 8. 24	24. 9. 11	24. 10. 19	25. 1. 18
しまね信用金庫	24. 10. 15	24. 10. 31	24. 12. 5	25. 3. 1
のと共栄信用金庫	24. 10. 17	24. 11. 6	25. 2. 1	25. 4. 26
東京シティ信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 5	24. 12. 13	25. 3. 13
日生信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 13	25. 3. 8
備前信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 13	25. 3. 13
しまなみ信用金庫	24. 10. 22	24. 11. 7	24. 12. 12	25. 3. 18
大分みらい信用金庫	24. 10. 23	24. 11. 7	24. 12. 7	25. 2. 18
長野信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 14	25. 3. 14
いちい信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 26	25. 3. 28

【信用金庫】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東濃信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 12	25. 3. 11
中日信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 11	25. 3. 19
大牟田柳川信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 11	25. 3. 8
コザ信用金庫	24. 10. 24	24. 11. 7	24. 12. 12	25. 3. 26
旭川信用金庫	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 18	25. 4. 2
札幌信用金庫	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 13	25. 3. 5
新井信用金庫	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 7	25. 3. 4
奈良信用金庫	24. 11. 1	24. 11. 15	24. 12. 19	25. 3. 19
大阪東信用金庫	24. 11. 2	24. 11. 16	24. 12. 19	25. 4. 16
福島信用金庫	24. 11. 5	24. 11. 19	24. 12. 21	25. 3. 19
新庄信用金庫	24. 11. 5	24. 11. 19	25. 1. 18	25. 4. 12
ひまわり信用金庫	24. 11. 5	24. 11. 19	24. 12. 20	25. 3. 18
姫路信用金庫	24. 11. 6	24. 11. 20	24. 12. 21	25. 4. 9
桑名信用金庫	25. 1. 10	25. 1. 28	25. 3. 1	25. 6. 12
遠軽信用金庫	25. 1. 11	25. 1. 28	25. 3. 5	25. 5. 27
小樽信用金庫	25. 1. 11	25. 1. 28	25. 3. 1	25. 5. 29
留萌信用金庫	25. 1. 11	25. 1. 28	25. 2. 28	25. 5. 28
鳥取信用金庫	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 8	25. 6. 5
米子信用金庫	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 12	25. 6. 12
水島信用金庫	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 6	25. 6. 4
城南信用金庫	25. 1. 16	25. 2. 1	25. 3. 18	25. 6. 17
富士宮信用金庫	25. 1. 17	25. 2. 4	25. 3. 8	25. 6. 25
東京信用金庫	25. 1. 18	25. 2. 1	25. 3. 18	25. 6. 18
観音寺信用金庫	25. 1. 18	25. 2. 4	25. 3. 6	25. 6. 3
兵庫信用金庫	25. 1. 23	25. 2. 12	25. 3. 15	25. 6. 24
摂津水都信用金庫	25. 2. 4	25. 2. 20	25. 4. 5	25. 6. 27
新宮信用金庫	25. 2. 4	25. 2. 18	25. 3. 27	25. 6. 7
須賀川信用金庫	25. 2. 5	25. 2. 20	25. 3. 27	25. 6. 18
九州ひぜん信用金庫	25. 2. 7	25. 2. 22	25. 3. 29	25. 6. 13
唐津信用金庫	25. 2. 7	25. 2. 22	25. 3. 28	25. 6. 20
さがみ信用金庫	25. 2. 14	25. 2. 28	25. 3. 26	25. 6. 13
福井信用金庫	25. 4. 2	25. 4. 16	25. 6. 20	—
千葉信用金庫	25. 4. 4	25. 4. 18	25. 6. 6	—
飯田信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 6	—
静岡信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 4	—
遠州信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 7	—
西濃信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 4	—
紀北信用金庫	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 3	—
枚方信用金庫	25. 4. 10	25. 4. 24	25. 6. 7	—
大分信用金庫	25. 4. 12	25. 5. 8	25. 6. 5	—
永和信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 14	—
日新信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 13	—

【信用金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
倉吉信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 7	—
津山信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 24	—
西中国信用金庫	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 11	—
柏崎信用金庫	25. 4. 16	25. 5. 8	25. 5. 31	—
熊本中央信用金庫	25. 4. 16	25. 5. 10	25. 6. 7	—
花巻信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 14	—
水沢信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 14	—
宮城第一信用金庫	25. 4. 18	25. 5. 13	25. 6. 13	—
大地みらい信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 12	—
北星信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 12	—
大和信用金庫	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 14	—
徳島信用金庫	25. 4. 24	25. 5. 16	25. 6. 14	—
高松信用金庫	25. 5. 9	25. 5. 23	25. 6. 25	—

【信用組合】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
会津商工信用組合	22. 2. 4	22. 2. 22	22. 3. 25	22. 6. 22
山口県信用組合	22. 2. 5	22. 2. 23	22. 3. 19	22. 6. 9
ウリ信用組合	22. 2. 5	22. 2. 22	22. 3. 30	22. 6. 11
熊本県信用組合	22. 2. 8	22. 2. 23	22. 3. 26	22. 6. 22
京滋信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 29	22. 6. 22
兵庫ひまわり信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 26	22. 6. 21
大阪府医師信用組合	22. 2. 8	22. 2. 22	22. 3. 10	22. 5. 26
銚子商工信用組合	22. 2. 9	22. 2. 18	22. 3. 15	22. 5. 14
埼玉信用組合	22. 2. 9	22. 2. 22	22. 3. 17	22. 6. 1
金沢中央信用組合	22. 2. 15	22. 2. 24	22. 3. 3	22. 6. 1
滋賀県民信用組合	22. 3. 15	22. 3. 24	22. 4. 9	22. 6. 17
富山県信用組合	22. 4. 2	22. 4. 19	22. 5. 27	22. 8. 27
中ノ郷信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 4. 28	22. 6. 23
三條信用組合	22. 4. 5	22. 4. 15	22. 5. 11	22. 6. 22
君津信用組合	22. 4. 6	22. 4. 19	22. 5. 12	22. 7. 13
神奈川県医師信用組合	22. 4. 6	22. 4. 16	22. 5. 10	22. 6. 24
長崎県民信用組合	22. 4. 6	22. 4. 20	22. 6. 30	22. 9. 17
古川信用組合	22. 4. 13	22. 5. 10	22. 6. 11	22. 9. 1
香川県信用組合	22. 4. 19	22. 5. 13	22. 6. 17	22. 9. 15
成協信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 15	22. 9. 13
ミレ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 13	22. 6. 16	22. 9. 7
ハナ信用組合	22. 4. 20	22. 5. 14	22. 6. 14	22. 9. 9
房総信用組合	22. 4. 23	22. 5. 13	22. 6. 4	22. 8. 24
岐阜商工信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 18	22. 9. 16
益田信用組合	22. 5. 10	22. 5. 20	22. 6. 16	22. 9. 14
兵庫県医療信用組合	22. 5. 10	22. 5. 24	22. 6. 4	22. 8. 26
福岡県南部信用組合	22. 5. 17	22. 5. 31	22. 6. 9	22. 6. 30
全東栄信用組合	22. 5. 19	22. 5. 31	22. 6. 11	22. 9. 9
山形第一信用組合	22. 5. 21	22. 6. 7	22. 6. 18	22. 9. 16
群馬県医師信用組合	22. 5. 21	22. 6. 2	22. 6. 16	22. 8. 27
巻信用組合	22. 5. 24	22. 6. 3	22. 8. 10	22. 10. 28
十勝信用組合	22. 5. 25	22. 6. 8	22. 6. 16	22. 7. 20
愛知県医療信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 17	22. 9. 14
愛知県医師信用組合	22. 5. 26	22. 6. 4	22. 6. 11	22. 9. 13
富山県医師信用組合	22. 6. 8	22. 6. 17	22. 6. 23	22. 9. 15
名古屋青果物信用組合	22. 7. 1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 7
静岡県医師信用組合	22. 7. 1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 15
岐阜県医師信用組合	22. 7. 1	22. 7. 9	22. 7. 16	22. 10. 4

【信用組合】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
近畿産業信用組合	22. 7. 13	22. 7. 28	23. 3. 24	23. 6. 27
新潟県信用組合	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 9	22. 11. 30
第一勸業信用組合	22. 8. 2	22. 8. 19	22. 9. 8	22. 11. 2
島根益田信用組合	22. 8. 2	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 26
広島県信用組合	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 29	22. 12. 22
笠岡信用組合	22. 8. 3	22. 8. 24	22. 9. 29	22. 12. 22
興栄信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 10. 26
真岡信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 1
埼玉県医師信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 3	22. 11. 15
小田原第一信用組合	22. 8. 4	22. 8. 23	22. 9. 7	22. 11. 8
鹿児島県医師信用組合	22. 8. 9	22. 8. 23	22. 8. 27	22. 11. 4
長崎三菱信用組合	22. 8. 17	22. 8. 30	22. 9. 29	22. 11. 17
函館商工信用組合	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 10. 7	22. 12. 21
北央信用組合	22. 8. 18	22. 9. 1	22. 9. 10	22. 10. 21
熊谷商工信用組合	22. 8. 19	22. 8. 31	22. 9. 13	22. 11. 10
長野県信用組合	22. 8. 19	22. 8. 31	22. 9. 22	22. 12. 17
那須信用組合	22. 8. 19	22. 9. 2	22. 10. 20	23. 2. 14
東京証券信用組合	22. 8. 27	22. 9. 8	22. 9. 21	22. 10. 20
備後信用組合	22. 9. 9	22. 9. 21	22. 10. 5	22. 11. 25
のぞみ信用組合	22. 9. 16	22. 10. 5	22. 10. 21	23. 1. 17
東京厚生信用組合	22. 9. 17	22. 10. 6	22. 12. 17	23. 4. 28
糸魚川信用組合	22. 9. 17	22. 10. 4	22. 10. 20	22. 12. 9
相双信用組合	22. 9. 21	22. 10. 5	22. 10. 19	23. 1. 14
協栄信用組合	22. 9. 22	22. 10. 5	22. 10. 29	22. 12. 17
かみつけ信用組合	22. 9. 27	22. 10. 13	22. 12. 17	23. 4. 7
宮崎県南部信用組合	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 9
奄美信用組合	22. 10. 1	22. 10. 18	22. 12. 14	23. 2. 1
佐賀西信用組合	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 27	22. 12. 5
福岡県医師信用組合	22. 10. 4	22. 10. 18	22. 10. 21	22. 12. 2
塩沢信用組合	22. 10. 5	22. 10. 21	22. 11. 19	23. 2. 7
都留信用組合	22. 10. 6	22. 10. 19	22. 12. 8	23. 3. 30
北郡信用組合	22. 10. 7	22. 10. 25	22. 11. 29	23. 4. 4
山形中央信用組合	22. 10. 7	22. 10. 25	22. 11. 30	23. 3. 30
九州幸銀信用組合	22. 10. 12	22. 10. 25	23. 1. 27	23. 4. 22
信用組合岡山商銀	22. 10. 15	22. 11. 1	22. 12. 7	23. 3. 11
釧路信用組合	22. 10. 29	22. 11. 15	23. 3. 3	23. 6. 17
熊本県医師信用組合	22. 10. 29	22. 11. 15	22. 11. 26	22. 12. 20
新潟大栄信用組合	22. 11. 1	22. 11. 15	22. 12. 2	23. 2. 3
仙北信用組合	22. 11. 8	22. 11. 29	23. 3. 4	23. 5. 16

【信用組合】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
東 信 用 組 合	22. 11. 8	22. 11. 18	22. 12. 3	23. 3. 3
東 浴 信 用 組 合	22. 11. 15	22. 11. 26	22. 12. 9	23. 3. 2
両 備 信 用 組 合	22. 11. 17	22. 11. 29	22. 12. 10	23. 3. 9
土 佐 信 用 組 合	22. 11. 17	22. 11. 29	22. 12. 14	23. 3. 1
和 歌 山 県 医 師 信 用 組 合	22. 11. 24	22. 12. 8	22. 12. 21	23. 2. 21
大 阪 貯 蓄 信 用 組 合	22. 11. 24	22. 12. 8	22. 12. 17	23. 3. 9
大 東 京 信 用 組 合	22. 12. 8	23. 1. 11	23. 2. 2	23. 4. 22
共 立 信 用 組 合	22. 12. 9	23. 1. 12	23. 1. 25	23. 3. 25
岩 手 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 25	23. 1. 31	23. 3. 2
山 形 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 25	23. 1. 31	23. 2. 28
大 分 県 信 用 組 合	23. 1. 7	23. 1. 24	23. 3. 18	23. 6. 8
あ す か 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 27	23. 3. 1	23. 5. 17
神 奈 川 県 歯 科 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 2. 9	23. 4. 27
石 川 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 1. 28	23. 4. 28
福 井 県 医 師 信 用 組 合	23. 1. 12	23. 1. 24	23. 1. 28	23. 4. 28
半 原 信 用 組 合	23. 1. 13	23. 1. 25	23. 2. 17	23. 5. 17
飛 騨 信 用 組 合	23. 1. 13	23. 1. 27	23. 3. 4	23. 6. 2
文 化 産 業 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 26	23. 2. 8	23. 4. 22
北 部 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 31	23. 3. 25	23. 6. 29
豊 橋 商 工 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 6. 1
京 滋 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 3	23. 5. 27
兵 庫 ひ ま わ り 信 用 組 合	23. 1. 14	23. 1. 28	23. 3. 2	23. 5. 24
と び う め 信 用 組 合	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 6. 16
佐 世 保 中 央 信 用 組 合	23. 2. 1	23. 2. 16	23. 3. 18	23. 5. 12
信 用 組 合 横 浜 華 銀	23. 2. 4	23. 2. 17	23. 3. 3	23. 4. 27
札 幌 中 央 信 用 組 合	23. 2. 21	23. 3. 7	23. 3. 23	23. 6. 8
五 泉 信 用 組 合	23. 2. 22	23. 3. 7	23. 3. 25	23. 6. 6
新 潟 鉄 道 信 用 組 合	23. 3. 2	23. 3. 17	23. 4. 13	23. 6. 28
兵 庫 県 信 用 組 合	23. 3. 3	23. 3. 16	23. 4. 12	23. 6. 17
七 島 信 用 組 合	23. 3. 25	23. 4. 12	23. 5. 20	23. 6. 29
あ か ぎ 信 用 組 合	23. 3. 25	23. 4. 11	23. 5. 20	23. 8. 11
ハ ナ 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 25	23. 6. 2	23. 9. 6
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 18	23. 4. 21	23. 5. 26
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	23. 4. 4	23. 4. 18	23. 4. 21	23. 6. 13
空 知 商 工 信 用 組 合	23. 4. 5	23. 4. 19	23. 4. 28	23. 6. 16
あ す な ろ 信 用 組 合	23. 4. 6	23. 4. 21	23. 6. 16	23. 10. 18
江 東 信 用 組 合	23. 4. 7	23. 4. 22	23. 6. 16	23. 10. 12
太 陽 信 用 組 合	23. 4. 12	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 14
朝 銀 西 信 用 組 合	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 10	23. 9. 21

【信用組合】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
信用組合 広島商銀	23. 4. 12	23. 5. 9	23. 6. 14	23. 9. 12
三河信用組合	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 10	23. 9. 29
鹿児島興業信用組合	23. 4. 18	23. 5. 10	23. 6. 7	23. 9. 1
新栄信用組合	23. 4. 20	23. 5. 16	23. 6. 23	23. 9. 30
福岡県中央信用組合	23. 4. 26	23. 5. 20	23. 7. 8	23. 9. 9
中央信用組合	23. 5. 11	23. 5. 24	23. 6. 21	23. 9. 16
ミレ信用組合	23. 5. 12	23. 5. 25	23. 6. 22	23. 9. 14
福江信用組合	23. 7. 4	23. 7. 19	23. 7. 29	23. 9. 8
広島市信用組合	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 10. 4	24. 1. 17
佐賀東信用組合	23. 8. 16	23. 8. 31	23. 9. 30	23. 12. 21
信用組合 愛知商銀	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 12	24. 2. 24
愛知県中央信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 5	23. 12. 27
イ才信用組合	23. 8. 17	23. 9. 1	23. 10. 17	24. 3. 14
中央商銀信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 11. 28	24. 1. 25
山梨県民信用組合	23. 8. 18	23. 9. 2	23. 12. 22	24. 3. 29
東群馬信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 11. 18	24. 2. 15
群馬県信用組合	23. 8. 19	23. 9. 5	23. 10. 19	24. 1. 18
青和信用組合	23. 8. 22	23. 9. 6	23. 10. 20	24. 1. 19
大阪協栄信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 19	24. 1. 19
大同信用組合	23. 8. 22	23. 9. 7	23. 10. 18	24. 1. 16
淡陽信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 10. 26	24. 1. 26
滋賀県信用組合	23. 8. 25	23. 9. 12	23. 11. 2	24. 2. 2
秋田県信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 28	24. 1. 25
宿毛商銀信用組合	23. 9. 8	23. 9. 26	23. 10. 7	23. 11. 25
呉市職員信用組合	23. 10. 18	23. 11. 8	23. 11. 24	24. 2. 13
福岡県南部信用組合	23. 10. 20	23. 11. 7	23. 12. 14	24. 2. 14
青森県信用組合	23. 11. 2	23. 11. 21	24. 1. 16	24. 5. 14
毎日信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 7	24. 3. 5
大阪府医師信用組合	23. 11. 7	23. 11. 21	23. 12. 14	24. 3. 14
大阪府警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
兵庫県警察信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
神戸市職員信用組合	23. 11. 11	23. 11. 28	23. 12. 13	24. 3. 13
岐阜商工信用組合	24. 1. 10	24. 1. 24	24. 2. 28	24. 5. 28
山口県信用組合	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 3. 2	24. 5. 22
島根益田信用組合	24. 1. 10	24. 1. 30	24. 2. 28	24. 5. 25
滋賀県民信用組合	24. 1. 16	24. 2. 3	24. 3. 2	24. 5. 25
神奈川県医師信用組合	24. 1. 17	24. 2. 2	24. 3. 2	24. 5. 31
君津信用組合	24. 1. 18	24. 2. 2	24. 3. 14	24. 6. 6
成協信用組合	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 4. 6	24. 6. 28

【信用組合】

金融機関等名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
兵庫ひまわり信用組合	24. 1. 18	24. 2. 6	24. 3. 12	24. 6. 12
京 滋 信 用 組 合	24. 1. 23	24. 2. 8	24. 4. 26	24. 7. 19
埼 玉 信 用 組 合	24. 1. 30	24. 2. 14	24. 3. 22	24. 6. 19
銚子商工信用組合	24. 2. 2	24. 2. 16	24. 3. 26	24. 6. 22
五 城 信 用 組 合	24. 2. 7	24. 2. 27	24. 3. 9	24. 5. 15
房 総 信 用 組 合	24. 2. 20	24. 3. 5	24. 4. 18	24. 7. 18
富 山 県 医 師 信 用 組 合	24. 3. 6	24. 3. 19	24. 3. 28	24. 6. 20
笠 岡 信 用 組 合	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 6. 7	24. 9. 7
備 後 信 用 組 合	24. 4. 5	24. 4. 23	24. 5. 31	24. 8. 31
福 島 県 商 工 信 用 組 合	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 13	24. 7. 19
三 條 信 用 組 合	24. 4. 9	24. 5. 8	24. 6. 15	24. 9. 14
茨 城 県 信 用 組 合	24. 4. 13	24. 5. 8	24. 6. 15	24. 9. 13
の ぞ み 信 用 組 合	24. 4. 13	24. 5. 9	24. 6. 15	24. 9. 13
ハ ナ 信 用 組 合	24. 4. 16	24. 5. 8	24. 6. 12	24. 9. 11
富 山 県 信 用 組 合	24. 4. 17	24. 5. 14	24. 6. 14	24. 9. 13
ミ レ 信 用 組 合	24. 4. 17	24. 5. 10	24. 6. 15	24. 9. 11
兵 庫 県 医 療 信 用 組 合	24. 4. 23	24. 5. 17	24. 6. 15	24. 8. 30
佐 賀 西 信 用 組 合	24. 4. 23	24. 5. 16	24. 6. 15	24. 9. 5
小 田 原 第 一 信 用 組 合	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 15	24. 9. 13
全 東 栄 信 用 組 合	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 18	24. 9. 18
両 備 信 用 組 合	24. 8. 3	24. 8. 27	24. 9. 27	25. 1. 10
奄 美 信 用 組 合	24. 8. 17	24. 9. 3	24. 9. 27	24. 12. 19
益 田 信 用 組 合	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 9	25. 1. 9
佐 賀 県 医 師 信 用 組 合	24. 10. 22	24. 10. 31	24. 11. 14	25. 1. 28
熊 本 県 信 用 組 合	24. 10. 23	24. 11. 7	24. 12. 10	25. 3. 5
札 幌 中 央 信 用 組 合	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 14	25. 3. 21
近 畿 産 業 信 用 組 合	24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 31	25. 5. 23
和 歌 山 県 医 師 信 用 組 合	24. 11. 6	24. 11. 20	24. 12. 18	25. 3. 14
長 崎 県 医 師 信 用 組 合	24. 11. 28	24. 12. 7	24. 12. 21	25. 3. 7
大 分 県 信 用 組 合	25. 1. 10	25. 1. 29	25. 3. 5	25. 5. 21
ウ リ 信 用 組 合	25. 1. 11	25. 1. 28	25. 3. 1	25. 5. 17
広 島 県 信 用 組 合	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 8	25. 6. 7
信 用 組 合 広 島 商 銀	25. 1. 15	25. 1. 29	25. 3. 8	25. 6. 7
長 野 県 信 用 組 合	25. 1. 16	25. 1. 31	25. 3. 12	25. 6. 12
九 州 幸 銀 信 用 組 合	25. 1. 17	25. 1. 31	25. 3. 12	25. 5. 31
兵 庫 県 信 用 組 合	25. 1. 23	25. 2. 12	25. 3. 21	25. 6. 12
協 栄 信 用 組 合	25. 4. 5	25. 4. 22	25. 6. 5	—
那 須 信 用 組 合	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 5	—
都 留 信 用 組 合	25. 4. 8	25. 4. 22	25. 6. 10	—
塩 沢 信 用 組 合	25. 4. 9	25. 4. 23	25. 6. 5	—
神 奈 川 県 歯 科 医 師 信 用 組 合	25. 4. 10	25. 4. 24	25. 5. 30	—
ハ ナ 信 用 組 合	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 10	—

【信用組合】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
朝銀西信用組合	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 13	—
信用組合岡山商銀	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 5	—
長崎県民信用組合	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 18	—
共立信用組合	25. 4. 16	25. 5. 8	25. 6. 10	—
東浴信用組合	25. 4. 16	25. 5. 8	25. 6. 10	—
空知商工信用組合	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 13	—
古川信用組合	25. 4. 19	25. 5. 13	25. 6. 13	—

【労働金庫】

金融機関等名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
中国労働金庫	23. 8. 1	23. 8. 22	23. 9. 21	24. 1. 27
長野県労働金庫	23. 8. 18	23. 8. 29	23. 9. 22	23. 11. 22
四国労働金庫	24. 1. 23	24. 2. 6	24. 3. 9	24. 6. 26
北海道労働金庫	24. 1. 30	24. 2. 13	24. 3. 16	24. 7. 5
近畿労働金庫	24. 5. 7	24. 5. 21	24. 6. 15	24. 9. 26
新潟県労働金庫	24. 10. 29	24. 11. 12	24. 12. 7	25. 3. 7
東北労働金庫	25. 1. 21	25. 2. 4	25. 3. 8	25. 6. 3
沖縄県労働金庫	25. 1. 28	25. 2. 12	25. 3. 8	25. 6. 7
九州労働金庫	25. 4. 22	25. 5. 13	25. 6. 17	—

【信用農業協同組合連合会】

金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
滋賀県信用農業協同組合連合会	24. 1. 11	24. 2. 13	24. 3. 2	24. 5. 15
岩手県信用農業協同組合連合会	24. 7. 24	24. 8. 27	24. 9. 14	24. 11. 14

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。
 (立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-10 保険会社に対する検査の実施状況

保険持株会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
プルデンシャル・ホールディング・ オ ブ ・ ジ ャ パ ン	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 11. 26	25. 2. 22
M S & A D イ ン シ ュ ア ラ ン ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	24. 10. 31	24. 11. 16	25. 4. 8	25. 6. 25
ア ニ コ ム ホ ー ル デ ィ ン グ ス	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 18	—
ソ ニ ー フ ィ ナ ン シ ャ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—

生命保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
損 保 ジ ャ パ ン ・ デ ィ ー ・ ア イ ・ ワ イ 生 命 保 険	24. 8. 21	24. 9. 3	24. 10. 12	25. 1. 9
N K S J ひ ま わ り 生 命 保 険	24. 8. 22	24. 9. 5	24. 10. 19	25. 1. 18
ジ ブ ラ ル タ 生 命 保 険	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 11. 26	25. 2. 22
プ ル デ ン シ ャ ル 生 命 保 険	24. 8. 23	24. 9. 10	24. 10. 31	25. 1. 31
第 一 フ ロ ン テ ィ ア 生 命 保 険	24. 11. 13	24. 11. 30	25. 1. 30	25. 4. 30
第 一 生 命 保 険	24. 11. 30	24. 12. 17	25. 3. 1	25. 5. 29
ク レ デ ィ ・ ア グ リ コ ル 生 命 保 険	25. 2. 1	25. 2. 19	25. 4. 5	25. 6. 27
ラ イ フ ネ ッ ト 生 命 保 険	25. 2. 7	25. 2. 22	25. 4. 4	25. 6. 24
住 友 生 命 保 険	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 25	—
ソ ニ ー 生 命 保 険	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
チ ュ ー リ ッ ヒ ・ ラ イ フ ・ イ ン シ ュ ア ラ ン ス ・ カ ン パ ニ ー ・ リ ミ テ ッ ド	25. 5. 16	25. 5. 30	—	—

損害保険会社に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
ジ ェ イ ア イ 傷 害 火 災 保 険	24. 8. 21	24. 9. 3	24. 10. 10	24. 12. 19
富 士 火 災 海 上 保 険	24. 8. 22	24. 9. 5	24. 10. 19	25. 1. 15
エ イ チ デ ィ ー ア イ ー ゲ ー リ ン グ ・ イ ン ド ウ ス ト ウ リ ー ・ フ ェ ア ジ ッ ヒ ャ ル ン グ ・ ア ク ツ ィ ー エ ン ゲ ゼ ル シ ャ フ ト	24. 9. 13	24. 11. 9	24. 12. 21	25. 3. 15
現 代 海 上 火 災 保 険	24. 9. 13	24. 11. 12	24. 12. 20	25. 3. 14
フ ェ デ ラ ル ・ イ ン シ ュ ア ラ ン ス ・ カ ン パ ニ ー	24. 9. 13	24. 11. 13	24. 12. 20	25. 3. 15
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険	24. 10. 31	24. 11. 16	25. 4. 8	25. 6. 25
ア リ ア ン ツ 火 災 海 上 保 険	24. 11. 7	24. 11. 21	24. 12. 20	25. 3. 18
ア シ ュ ア ラ ン ス フ ォ ア ニ ン ゲ ン ・ ガ ー ド ・ イ ェ ン シ デ ィ ン グ	24. 11. 29	25. 4. 10	25. 5. 8	—
ザ ・ プ リ タ ニ ヤ ・ ス テ ィ ー ム ・ シ ッ プ ・ イ ン シ ュ ア ラ ン ス ・ ア ソ シ ー シ ョ ン ・ リ ミ テ ッ ド	24. 11. 30	25. 4. 11	25. 5. 8	—
セ コ ム 損 害 保 険	25. 1. 21	25. 2. 8	25. 3. 19	25. 6. 17
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	25. 1. 31	25. 2. 19	25. 4. 8	25. 6. 26

S B I 損 害 保 険	25. 3. 7	25. 3. 22	25. 4. 26	—
ア ニ コ ム 損 害 保 険	25. 4. 10	25. 5. 8	25. 6. 18	—
ソ ニ ー 損 害 保 険	25. 4. 15	25. 5. 8	25. 6. 26	—
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・ リ ミ テ ッ ド	25. 5. 16	25. 5. 30	—	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-11 外国銀行支店等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

外 国 金 融 機 関 等 名	予 告 日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
バークレイズ銀行東京支店	24. 8. 23	24. 8. 31	24. 11. 16	25. 2. 6
彰化商業銀行東京支店	24. 8. 23	24. 9. 6	24. 9. 27	24. 11. 21
ラボバンクネーランド東京支店	24. 9. 26	24. 10. 9	24. 11. 5	25. 1. 30
ハナ銀行東京支店	24. 10. 12	24. 10. 25	24. 11. 22	25. 2. 19
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店	24. 11. 27	24. 12. 4	25. 3. 21	25. 4. 1
中国信託商業銀行東京支店	24. 12. 4	24. 12. 18	25. 2. 22	25. 5. 20
国民銀行在日支店	25. 3. 7	25. 3. 22	—	—
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション東京支店	25. 4. 3	25. 4. 15	25. 6. 26	—

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-12 政策金融機関等に対する検査の実施状況

【金融庁検査】

(平成25年6月30日現在)

政 策 金 融 機 関 等 名	予 告 日	立 入 検 査 開 始 日	立 入 検 査 終 了 日	検 査 結 果 通 知 日
日 本 政 策 投 資 銀 行	24. 8. 21	24. 9. 4	24. 10. 19	24. 12. 11
商 工 組 合 中 央 金 庫	24. 10. 30	24. 11. 14	25. 1. 21	25. 4. 12
日 本 政 策 金 融 公 庫	25. 1. 24	25. 2. 8	25. 4. 22	25. 6. 24

(注) 当局による立入権限の行使は予告検査の場合は予告日（無予告検査の場合は立入検査開始日）をもって開始し、原則として検査結果通知日をもって終了する。

(立入検査の根拠法令は資料19-1-13を参照)

資料19-1-13 主な検査対象機関及び根拠法令

検査対象	対象数	検査の根拠法令
銀行持株会社	16	銀行法第52条の32
都市銀行等	7	銀行法第25条
信託銀行	16	銀行法第25条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条
地方銀行	65	銀行法第25条
第二地方銀行	41	銀行法第25条
信用金庫	271	信用金庫法第89条
労働金庫	14	労働金庫法第94条
信用協同組合	158	協同組合による金融事業に関する法律第6条
保険持株会社	9	保険業法第271条の28
生命保険会社	43	保険業法第129条
損害保険会社	54	保険業法第201条
信用農業協同組合連合会	35	農業協同組合法第94条
信用漁業協同組合連合会	29	水産業協同組合法第123条

- (注1) 対象数については、平成25年3月31日現在。
(注2) 都市銀行等とは、都市銀行及び旧長期信用銀行（現 新生銀行、あおぞら銀行）である。
(注3) 地方銀行については、埼玉りそな銀行を含む。
(注4) 信用金庫については、信金中央金庫を含む。
(注5) 労働金庫については、労働金庫連合会を含む。
(注6) 信用協同組合については、全国信用協同組合連合会を含む。
(注7) 生命保険会社については、損保系生保子会社及び外国生命保険会社を含む。
(注8) 損害保険会社については、生保系損保子会社及び外国損害保険会社を含む。

平成 24 年 7 月 13 日
 金融庁

金融検査評価結果の分布状況について

金融検査評価結果について、その分布状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

なお、この分布状況は、以下の理由により、過去に公表した分布状況との単純比較や業態間、評価項目間の単純比較に馴染むものではなく、必ずしも金融機関における管理態勢の平均的な整備状況を表すものではないことに留意する必要があります。

- (1) 今回の公表データは、前回以前の公表データとは対象金融機関や対象評価項目が必ずしも同じではないこと。
- (2) 前回検査で高い評価を受け、その後も問題が認められない項目については、検証対象としないなどの選択的な行政対応により、重要なリスクに焦点をあてた検証を実施していること。
- (3) 金融検査評価制度は、金融機関の規模・特性等に応じて、必要となる管理態勢が構築されているかを検証し、その結果を段階評価するものであるが、必要となる管理態勢は金融機関の規模・特性等に応じて異なること。

1. 対象金融機関

平成 22 年 7 月 1 日以降に金融検査を開始し(注 1)、平成 24 年 6 月 30 日までに検査結果通知を終了した金融機関のうち、金融検査評価を実施した 325 先(全評価項目数 1707 項目)。

(注 1) 立入を予告(無予告の場合は、立入を開始)したもの。

(注 2) 平成 23 年 10 月 1 日に「試行」を開始した「金融円滑化編」に係る金融検査評価について、今回から公表の対象としている。

2. 業態別の分布状況(各評価項目数/各業態の全評価項目数)

業態	A評価	B評価	C評価以下
全業態 325 先(1707 項目)	0.4%	79.7%	19.9%
主要行等 26 先	0.6%	81.8%	17.5%
外国銀行(現地法人・支店) 12 先	-	74.6%	25.4%
地域銀行 56 先	0.3%	83.2%	16.5%
協同組織金融機関 231 先	0.4%	78.5%	21.0%

※四捨五入の関係から、内訳の和が 100%とならない又は合計と一致しない場合がある(以下の表においても同じ)。

3. 評定項目別の分布状況(各評定項目数/各態勢の全評定項目数)

評定項目	A評価	B評価	C評価以下
全評定項目 1707 項目	0.4%	79.7%	19.9%
経営管理(ガバナンス)態勢	-	76.7%	23.3%
金融円滑化編	1.6%	98.4%	-
法令等遵守態勢	-	69.2%	30.8%
顧客保護等管理態勢	-	89.1%	10.9%
統合的リスク管理態勢	3.7%	87.0%	9.3%
自己資本管理態勢	-	71.7%	28.3%
信用リスク管理態勢	-	73.7%	26.3%
資産査定管理態勢	0.8%	82.9%	16.3%
市場リスク管理態勢	0.6%	84.7%	14.7%
流動性リスク管理態勢	-	100.0%	-
オペレーショナル・リスク管理態勢	0.5%	80.2%	19.3%

(参考1)

B評価について、レベル感を明確にするため、運用上、「Aに近いB」、「平均的なB」、「Cに近いB」と書き分けているが、その分布状況は、次のとおり。

・業態別の分布状況(各評定項目数/各業態の全評定項目数)

業態	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全業態	79.7%	5.9%	38.3%	35.4%
主要行等	81.8%	6.5%	31.8%	43.5%
外国銀行(現地法人・支店)	74.6%	3.0%	17.9%	53.7%
地域銀行	83.2%	7.0%	44.7%	31.4%
協同組織金融機関	78.5%	5.6%	38.3%	34.6%

・評定項目別の分布状況(各評定項目数/各態勢の全評定項目数)

評定項目	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全評定項目	79.7%	5.9%	38.3%	35.4%
経営管理(ガバナンス)態勢	76.7%	3.4%	33.8%	39.5%
金融円滑化編	98.4%	12.9%	71.0%	14.5%
法令等遵守態勢	69.2%	2.6%	25.2%	41.5%
顧客保護等管理態勢	89.1%	2.9%	35.0%	51.1%
統合的リスク管理態勢	87.0%	7.4%	50.0%	29.6%
自己資本管理態勢	71.7%	9.4%	39.6%	22.6%
信用リスク管理態勢	73.7%	6.9%	34.0%	32.8%
資産査定管理態勢	82.9%	10.7%	48.4%	23.8%
市場リスク管理態勢	84.7%	5.3%	45.3%	34.1%
流動性リスク管理態勢	100.0%	23.3%	36.7%	40.0%
オペレーショナル・リスク管理態勢	80.2%	2.1%	35.3%	42.8%

(参考2)

今回公表の対象金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている評価項目について、評価結果を比較すると、次のとおり。

前回検査との比較	割合
評価結果が上がったもの 〔 B評価 → A評価 C評価以下 → A評価 C評価以下 → B評価 〕	19.4%
評価結果が同じだったもの 〔 A評価 → A評価 B評価 → B評価 C評価以下 → C評価以下 〕	70.3%
評価結果が下がったもの 〔 A評価 → B評価 A評価 → C評価以下 B評価 → C評価以下 〕	10.3%

(過去の分布状況)

- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成 23 年 2 月 10 日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成 22 年 1 月 29 日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成 20 年 12 月 16 日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成 19 年 12 月 11 日)

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

検査局総務課

(内線 2547、2586)

平成 25 年 8 月 30 日
 金融庁

検査評価結果の分布状況について

検査評価結果について、その分布状況を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

なお、この分布状況は、以下の理由により、過去に公表した分布状況との単純比較や業態間、評価項目間の単純比較に馴染むものではなく、必ずしも金融機関における管理態勢の平均的な整備状況を表すものではないことに留意する必要があります。

- (1) 今回の公表データは、前回以前の公表データとは対象金融機関や対象評価項目が必ずしも同じではないこと。
- (2) 前回検査で高い評価を受け、その後も問題が認められない項目については、検証対象としないなどの選択的な行政対応により、重要なリスクに焦点をあてた検証を実施していること。
- (3) 検査評価制度は、金融機関の規模・特性等に応じて、必要となる管理態勢が構築されているかを検証し、その結果を段階評価するものであるが、必要となる管理態勢は金融機関の規模・特性等に応じて異なること。

1. 預金等受入金融機関

(1) 対象預金等受入金融機関

平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 6 月 30 日までに検査結果通知を行った預金等受入金融機関のうち、金融検査評価を実施した 206 先(全評価項目数 1355 項目)。

(2) 業態別の分布状況(各評価項目数/各業態の全評価項目数)

業態	A評価	B評価	C評価以下
全業態 206 先(1355 項目)	1.8%	85.4%	12.8%
主要行等 16 先	2.1%	76.6%	21.3%
外国銀行(現地法人・支店) 6 先	-	57.1%	42.9%
地域銀行 41 先	1.6%	91.8%	6.6%
協同組織金融機関 143 先	1.9%	85.1%	13.0%

※四捨五入の関係から、内訳の和が 100%とならない又は合計と一致しない場合がある(以下の表においても同じ)。

(3) 評定項目別の分布状況(各評定項目数/各態勢の全評定項目数)

評定項目	A評価	B評価	C評価以下
全評定項目 1355 項目	1.8%	85.4%	12.8%
経営管理(ガバナンス)態勢	-	86.3%	13.7%
金融円滑化編	0.7%	99.3%	-
法令等遵守態勢	0.5%	70.9%	28.6%
顧客保護等管理態勢	-	81.8%	18.2%
統合的リスク管理態勢	-	84.4%	15.6%
自己資本管理態勢	5.0%	95.0%	-
信用リスク管理態勢	2.1%	86.3%	11.6%
資産査定管理態勢	4.4%	89.0%	6.6%
市場リスク管理態勢	5.0%	83.2%	11.8%
流動性リスク管理態勢	13.3%	73.3%	13.3%
オペレーショナル・リスク管理態勢	0.7%	86.5%	12.8%

(参考1)

B評価について、レベル感を明確にするため、運用上、「Aに近いB」、「平均的なB」、「Cに近いB」と書き分けているが、その分布状況は、次のとおり。

・業態別の分布状況(各評定項目数/各業態の全評定項目数)

業態	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全業態	85.4%	12.7%	41.3%	31.4%
主要行等	76.6%	13.8%	34.0%	28.7%
外国銀行(現地法人・支店)	57.1%	5.7%	20.0%	31.4%
地域銀行	91.8%	15.1%	46.2%	30.5%
協同組織金融機関	85.1%	12.0%	41.1%	32.0%

・評定項目別の分布状況(各評定項目数/各態勢の全評定項目数)

評定項目	B評価			
	Aに近いB	平均的なB	Cに近いB	
全評定項目	85.4%	12.7%	41.3%	31.4%
経営管理(ガバナンス)態勢	86.3%	9.3%	39.7%	37.3%
金融円滑化編	99.3%	27.6%	51.3%	20.4%
法令等遵守態勢	70.9%	4.4%	25.3%	41.2%
顧客保護等管理態勢	81.8%	4.0%	39.4%	38.4%
統合的リスク管理態勢	84.4%	17.8%	44.4%	22.2%
自己資本管理態勢	95.0%	5.0%	45.0%	45.0%
信用リスク管理態勢	86.3%	10.0%	43.7%	32.6%
資産査定管理態勢	89.0%	20.4%	49.2%	19.3%
市場リスク管理態勢	83.2%	20.2%	36.1%	26.9%
流動性リスク管理態勢	73.3%	26.7%	33.3%	13.3%
オペレーショナル・リスク管理態勢	86.5%	4.1%	44.6%	37.8%

(参考2)

今回公表の対象金融機関のうち、今回検査と前回検査で、ともに評価が行われている評価項目について、評価結果を比較すると、次のとおり。

前回検査との比較	割合
評価結果が上がったもの [B評価 → A評価 C評価以下 → A評価 C評価以下 → B評価]	16.6%
評価結果が同じだったもの [A評価 → A評価 B評価 → B評価 C評価以下 → C評価以下]	75.0%
評価結果が下がったもの [A評価 → B評価 A評価 → C評価以下 B評価 → C評価以下]	8.3%

2. 保険会社

※保険検査評価については、平成24年4月1日から「試行」を開始しており、今回から公表の対象としたもの。

(1) 対象保険会社

平成24年4月1日以降に保険検査を開始し(注1)、平成25年6月30日までに検査結果通知を行った保険会社のうち、保険検査評価を実施した17先(全評価項目数85項目)。

(注1)立入を予告(無予告の場合は、立入を開始)したもの。

(2) 保険会社の分布状況(各評価項目数/全評価項目数)

	A評価	B評価	C評価以下
保険会社 17先(85項目)	-	77.6%	22.4%

(注2)保険検査評価については、「試行」中ということもあり、B評価の書き分けを行っていない。

以上

(過去の分布状況)

- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成24年 7月13日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成23年 2月10日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成22年 1月29日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成20年12月16日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成19年12月11日)
- ・「金融検査評価結果の分布状況について」(平成18年11月15日)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

検査局総務課

(内線 2547、2586)

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 24 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 309 先 (24 年7月以降 25 年6月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 99.0% (306 先)

<アンケート②>

対象先: 319 先 (24 年7月以降 25 年6月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.7% (318 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする割合が 65.8%(昨年 65.0%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 32.5%(同 33.3%)となりました。

また、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合は 98.3%(昨年 98.3%)と、98%

を超えていることを勘案すると、金融検査はほぼ適切に実施されたものと考えています。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、全 29 項目のうち 25 項目で、「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 97%を超えています。

一方で、「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が比較的高い項目も認められます。「3」と「4」を合わせた割合が3%を超えている項目について、付記された意見の内容と併せて、金融庁としての考え方や対応をご紹介します。

◇ 「検査期間」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.0%

金融機関から、金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長いという意見がありました。

この意見に対しては、今後オン・オフ一体の検証を中心に進める中で、オフサイトモニタリングによる事前分析を充実させることにより、検証分野を絞り込むなど、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのある金融検査を進めていきたいと考えています。

◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 12.8%

金融機関から、検査の時期が決算期末や年末・年始などの繁忙期と重なり負担感を感じたとの意見がありました。

これらの意見に対しては、今後とも、決算期末、株主総会(総代会)や年末・年始の時期などに跨って検査を実施する場合には、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示してまいります。

◇ 「執務時間の考慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 4.5%

「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・「3」と「4」を合わせた割合 3.3%

金融機関から、検査官の退出時刻が遅いといった意見や、資料の提出期限が短く事務負担であったという意見がありました。

これらの意見に対しては、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めるほか、内部研修において、金融機関の負担にできるだけ配慮するよう、本庁検査官や各財務局に指示したところではありますが、引き続き、研修等の機会を通じて指導を徹底してまいります。

自由記載欄における意見について

◇ 自由記載欄における意見については、以下のような意見が寄せられています。

- ・ 評定制度について、「双方の認識を合わせていく上で、有効な制度である」などといった評価する意見が 42 先あり、「レベル感がわかりにくい」などといった改善を求める意見が8先ありました。

- ・ 検査マニュアルについて、「経営をより良い方向へ導くものとして非常に有効である」などといった評価する意見が 43 先あり、「規模・特性等に応じた判断基準をどのように捉えればよいか分かりづらい」などといった改善を求める意見が 6 先ありました。
- ・ 検証範囲や資料の提出等について、「限定された範囲・項目についての検査であり、内容等にメリハリがあった」などといった評価する意見が 59 先あり、「複数の検査官から、同じ質問を受けるケースや、同じ資料を複数回求められるケースが散見され、効率的な実施の観点等から改善をお願いしたい」などといった改善を求める意見が 23 先ありました。
- ・ 双方向の議論等について、「双方向の議論が十分に行われたことで、今後に活かすべき問題提起を頂き、改善に向けた方向性がより明確となった」などといった評価する意見が 92 先あり、「検査官からの一方的な発言があった」などといった改善を求める意見が 14 先ありました。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が 70.4%(昨年 69.6%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が 28.0%(同 29.1%)となり、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が 74.2%(同 67.4%)、「2(概ね適当)」とする割合が 23.9%(同 29.5%)となりました。

また、2項目とも「1」と「2」を合わせた割合が 98%を超えていることを勘案すると、検査結果通知については、全体としてはほぼ適切に行われたものと考えています。

終わりに

検査局では、平成 25 事務年度の金融モニタリング基本方針を踏まえ、今後はオン・オフ一体の検証を中心に進めてまいります。併せて、一層適切な検査の実施に努めてまいりますので、各金融機関におかれましては、検査モニターを含めた金融モニタリングのあり方について、忌憚のないご意見をお寄せください。

今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

お問い合わせ先
 金融庁検査局総務課指導総括係
 Tel: 03-3506-6000(内線 2300、2583)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態		
			件数	回答割合	
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	200	65.8	
		2 概ね妥当なものであった	98	32.2	
		3 あまり妥当なものではなかった	6	2.0	
		4 妥当なものではなかった	-	-	
		5 未回答	2	-	
	2 検査期間	1 妥当なものであった	176	57.5	
		2 概ね妥当なものであった	118	38.6	
		3 あまり妥当なものではなかった	10	3.3	
		4 妥当なものではなかった	2	0.7	
		5 未回答	-	-	
	3 検査の時期	1 適切なものであった	139	45.4	
		2 概ね適切なものであった	128	41.8	
		3 あまり適切なものではなかった	37	12.1	
		4 適切なものではなかった	2	0.7	
		5 未回答	-	-	
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	194	63.4	
		2 概ね考慮されたものであった	98	32.0	
		3 あまり考慮されていなかった	13	4.2	
		4 考慮されていなかった	1	0.3	
		5 未回答	-	-	
	5 検査官人員数	1 適当なものであった	225	73.5	
2 概ね適当なものであった		75	24.5		
3 あまり適当なものではなかった		6	2.0		
4 適当なものではなかった		-	-		
5 未回答		-	-		
小計		1	934	61.1	
		2	517	33.8	
		3	72	4.7	
		4	5	0.3	
		5	2	-	
検査重要事項等	6 重要事項等の説明	1 十分理解できた	268	87.6	
		2 概ね理解できた	38	12.4	
		3 一部で分かりにくいところがあった	-	-	
		4 分かりにくかった	-	-	
		5 未回答	-	-	
資料の提出	7 資料提出への対応 (既存資料の活用等)	1 十分活用できた	130	42.6	
		2 概ね活用できた	173	56.7	
		3 あまり活用できなかった	2	0.7	
		4 活用できなかった	-	-	
		5 未回答	1	-	
	8 資料の作成内容	1 全て検査内容に応じたものであった	163	53.4	
		2 概ね検査内容に応じたものであった	140	45.9	
		3 あまり検査内容に応じたものではなかった	2	0.7	
		4 検査内容に応じたものではなかった	-	-	
		5 未回答	1	-	
	9 資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	122	40.0	
		2 概ね配慮したものであった	173	56.7	
		3 あまり配慮されなかった	9	3.0	
4 配慮されなかった		1	0.3		
5 未回答		1	-		
小計		1	415	45.4	
		2	486	53.1	
		3	13	1.4	
		4	1	0.1	
		5	3	-	
実地調査	10 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	240	94.9	
		2 概ね承諾を得ていた	13	5.1	
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-	
		4 承諾を得ていなかった	-	-	
		5 未回答	53	-	
	11 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	244	96.4	
		2 業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	9	3.6	
		3 業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	-	-	
		4 業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	-	-	
		5 未回答	53	-	
	12 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	236	94.4	
		2 概ね立会いの下で行われた	14	5.6	
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-	
		4 立会いは行われなかった	-	-	
		5 未回答	56	-	
	小計		1	720	95.2
			2	36	4.8
		3	-	-	
		4	-	-	
		5	162	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙
(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
			件数	回答割合
検査の執行状況等	13 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	211	69.0
		2 概ね行われた	92	30.1
		3 あまり行われなかった	2	0.7
		4 行われなかった	1	0.3
		5 未回答	-	-
	14 重要なリスクに焦点をあてた検証	1 行われた	214	69.9
		2 概ね行われた	90	29.4
		3 あまり行われなかった	2	0.7
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	188	61.6
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	113	37.0
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	3	1.0
		4 機械的・画一的な運用であった	1	0.3
		5 未回答	1	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に基づいた検証であった	148	66.1
		2 概ね別冊に基づいた検証であった	75	33.5
		3 一部で別冊に基づかない検証があった	1	0.4
		4 別冊に基づかない検証であった	-	-
		5 未回答	82	-
	17 検証にあたっての双方向の議論	1 行われた	207	67.6
		2 概ね行われた	96	31.4
		3 あまり行われなかった	2	0.7
		4 行われなかった	1	0.3
		5 未回答	-	-
	18 深度ある原因分析・解明	1 行われた	187	61.1
		2 概ね行われた	117	38.2
		3 あまり行われなかった	1	0.3
		4 行われなかった	1	0.3
		5 未回答	-	-
	19 根拠の提示	1 十分根拠が示された	175	57.2
		2 概ね根拠が示された	126	41.2
		3 一部で根拠が示されないところがあった	5	1.6
		4 根拠は示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	20 より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1 明確に示された	202	66.0
		2 概ね明確に示された	103	33.7
		3 あまり明確に示されなかった	1	0.3
		4 明確に示されなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	21 金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1 資するものであった	216	70.6
		2 概ね資するものであった	89	29.1
		3 あまり資するものではなかった	-	-
		4 資するものではなかった	1	0.3
		5 未回答	-	-
22 検証結果に関する真の理解(「納得感」)	1 十分納得のいくものであった	162	52.9	
	2 概ね納得のいくものであった	137	44.8	
	3 一部で納得のいかないところがあった	6	2.0	
	4 納得のいかないものであった	1	0.3	
	5 未回答	-	-	
23 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施された	131	48.9	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	134	50.0	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	3	1.1	
	4 全く異なる目線で検査が実施された	-	-	
	5 未回答	38	-	
24 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	207	67.6	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	96	31.4	
	3 あまり穏健冷静な態度ではなかった	3	1.0	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
25 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	169	55.2	
	2 概ね有していた	134	43.8	
	3 あまり有していなかった	3	1.0	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	2,417	62.7	
	2	1,402	36.3	
	3	32	0.8	
	4	6	0.2	
	5	121	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート①)

別紙
(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	
			件数	回答割合
エグジットミーティング	26 金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	237	77.5
		2 概ね確認できた	68	22.2
		3 一部で確認できないところがあった	-	-
		4 確認できなかった	1	0.3
		5 未回答	-	-
オンサイトモニター	27 実施時期	1 適当な時期であった	224	73.4
		2 概ね適当な時期であった	73	23.9
		3 あまり適当な時期ではなかった	7	2.3
		4 適当な時期ではなかった	1	0.3
		5 未回答	1	-
	28 オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	265	86.9
		2 金融機関の希望により実施すべきである	40	13.1
		3 実施すべきではない	-	-
		4 未回答	1	-
		5 未回答	1	-
小計		1	489	80.2
		2	113	18.5
		3	7	1.1
		4	1	0.2
		5	2	-
金融検査評価制度	29 評価結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	132	53.9
		2 概ね納得のいくものであった	110	44.9
		3 一部で納得のいかないところがあった	2	0.8
		4 納得のいかないものであった	1	0.4
		5 未回答	61	-
合 計		1	5,612	65.8
		2	2,770	32.5
		3	126	1.5
		4	15	0.2
		5	351	-

(注)「回答割合」は未回答分を分母に含めずに算定している。

資料 20-4-1

意見申出実績

○ 申出機関数

(平成25年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～21 事務年度	22	9	2	5	2	40
22 事務年度	0	0	0	0	0	0
23 事務年度	0	1	0	0	0	1
24 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他: 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～24 事務年度合計	22 事務年度	23 事務年度	24 事務年度
預金等受入金融機関	345	0	9	0
評価段階	5	0	2	0
経営管理(ガバナンス)態勢 —基本的要素—	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	0	4	0
資産査定管理態勢	302	0	3	0
自己査定	247	0	2	0
うち債務者(債権)区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	1	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理 態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融 機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計	379	15	9	0
(うち金融機関意見採用)	(161)	(0)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 42%				

(注) 申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。

金融検査結果事例集（平成 24 検査事務年度前期版）

はじめに

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を取りまとめ、公表してきている。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要と考えており、昨事務年度に引き続き、預金等受入金融機関に対する検査結果について 24 検査事務年度前期版として公表することとした。

なお、預金等受入金融機関以外の金融機関については、8 月に公表を予定している後期版に掲載することとしている。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりである。

1. 検査基本方針における「検査重点事項」に関連する事例を多く掲載

24 事務年度の検査基本方針においては、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣が責任をもって、適切な経営管理態勢の構築に取り組むことが重要であるとの認識を示している。

このため、金融検査の際には、23 事務年度に引き続き、各金融機関の戦略目標の合理性や持続可能性をはじめ、「経営管理（ガバナンス）態勢」の整備について重点的に検証してきており、本事例集においては、これらに関する事例を多く掲載している。

また、同方針の「検査重点事項」において、新たな検証項目として追加された、反社会的勢力への対応等の法令等遵守態勢、システムリスク管理態勢や外部委託等に係る管理態勢の整備等に係る事例も掲載している。

2. 金融円滑化に関連する評価事例を多く掲載

中小企業金融円滑化法の期限が 25 年 3 月末に到来することを踏まえ、金融機関は、中小企業に対して真の意味での経営改善につながる支援を行うことが求められていることから、金融検査では、同法の期限到来に向けた金融機関の取組を重点的に検証しており、「金融円滑化編」において、評価事例を多く掲載している。

※ 詳細については、以下の URL を参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。

(<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130319-1.html>)

金融検査結果事例集（平成 24 検査事務年度後期版）

平成 24 検査事務年度における検査について

金融庁は、平成24検査事務年度検査基本方針における「検査重点事項」に掲げられている項目を中心として、検査を行ってきたところであり、本事例集においてもこれらに関する事例を中心に掲載している。

24検査事務年度に実施した検査において、主なリスク・カテゴリ毎にみられた主要な特徴点、代表的な事例は以下のとおりである。

1. 預金等受入金融機関

(1) 経営管理（ガバナンス）態勢

24検査事務年度における検査においては、経営方針に基づく戦略目標（収益、費用、資本政策等）の合理性や持続可能性の観点からの分析・検討状況（以下、「戦略目標の合理性等」という。）や、取締役・監査役等の機能発揮状況、内部監査の有効性、業務継続体制等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、戦略目標の合理性等について、中期経営計画に掲げている計数目標と実績が乖離している原因分析が不十分であるなどの指摘がみられる。

また、多くの金融機関において、内部監査の有効性について、内部監査計画の策定に当たり、リスクの種類や程度を的確に把握していないまま計画を策定しているなどリスクアセスメントが不十分であるとの指摘がみられる。

さらに、一部の金融機関においては、取締役・監査役等の機能発揮状況について、監査役が、取締役会において適切に発言を行っている評価事例がみられる一方で、監査役が、リスク管理態勢上の問題点等に関して、取締役会において必要な提言を行っていないとの指摘や、会計監査人を継続して選任するに当たり、当該会計監査人の状況把握を十分に行っていないなど、その職責を十分に果たしていないなどの指摘もみられる。

(2) 金融円滑化

24検査事務年度における検査においては、中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の最終延長を踏まえた取組や、中小企業の経営実態等を踏まえた取組、住宅ローン融資、成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組について、経営改善計画策定後の進捗状況の管理を十分に行っていないなどの指摘がみられる一方で、中小企業の経営実態を踏まえた取組や、成長可能性を重視した金融機関の新規融資等の取組等について評価事例もみられる。

具体的な評価事例としては、担保として提供し得る不動産がない債務者に対して在庫

品に係るABLの提案を行うとともに、在庫品の加工業者とのビジネス・マッチング及び在庫の活用方法についても提案し、新商品の開発等に至っている事例などがある。

(3) 法令等遵守態勢

24 検査事務年度における検査においては、反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止態勢や、金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応、不適切な新規業務等の防止に向けた対応、ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、反社会的勢力への対応や組織犯罪等への対応について、反社会的勢力に関するデータ整備や取引解消に向けての取組が不十分であるなどの指摘がみられる。

他方、一部の地域金融機関においては、反社会的勢力からの普通預金口座の復活の申出に対して、地元警察署と連携した上で謝絶を行っている評価事例もみられる。

さらに、疑わしい取引に関する態勢の整備については、一部の地域金融機関において、システムによる還元資料からは不正利用口座の把握につながっていないにもかかわらず、口座の不正利用の特徴に係る分析に基づく抽出基準の見直しを行っていないなどの指摘もみられる。

(4) 顧客保護等管理態勢

24 検査事務年度における検査においては、顧客情報の管理状況や、適正かつ安全な金融取引を確保するための態勢整備、相談・苦情等への対応状況、顧客に対する説明状況等について重点的に検証を行った。

この結果、多くの金融機関において、リスク性金融商品に関する顧客説明が不十分であるとの指摘がみられ、例えば、一部の地域金融機関において、高齢者への販売に際しては家族の同席や複数日説明を行うこととしているにもかかわらず、理由が不明確なまま営業店の上席者同席で済ませているなど、顧客の立場に立った勧誘・説明が行われていないなどの指摘がみられた。

また、一部の地域金融機関においては、実際の資金需要に基づかない期越え融資（決算期を跨った短期間の与信取引）の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生を防止するための態勢が整備されていないなどの指摘もみられる。

(5) 信用リスク管理態勢

24検査事務年度における検査においては、大口与信先等に対する審査・与信管理態勢や、信用集中リスクに係る管理態勢、リスク情報を適時適切にフォローする態勢、住宅ローンのリスク管理態勢等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの地域金融機関において、大口与信先等に対する審査・与信管理態勢や信用集中リスクに係る管理態勢について、大口与信等の業況を十分に把握しておらず与信管理を的確に行っていないとの指摘や、信用集中を防止する観点からの検討が不十分なまま、グループ・業種毎の与信限度額を設定しているなどの指摘がみられる。

また、住宅ローンのリスク管理態勢について、一部の地域金融機関において、シーズ

ニング効果（一定期間経過後にデフォルト率がピークを迎えること）や期限前返済リスクといった住宅ローンの特性を踏まえた収益分析管理を行っていないなどの指摘がみられる。

さらに、金融機関の規模・業態にかかわらず、リスク情報を適時適切にフォローする態勢について、与信先が期中に外部監査人を変更していないかどうかを確認していないとの指摘や、非上場大会社における会計監査人未設置先に対して、信用格付の見直しの必要性について検討していないなどの指摘がみられる。

(6) オペレーショナル・リスク管理態勢（システムリスク管理態勢）

24検査事務年度における検査においては、システム障害発生時の対応状況や、業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応状況、システムの外部委託等に係る管理等について、重点的に検証を行った。

この結果、多くの金融機関において、システム障害発生時の対応状況について、再発防止策が有効に機能しているかどうかについてフォローしていないとの指摘や、コンティンジェンシープランの実効性を確保するための訓練計画を策定していないなどの指摘がみられる。

また、システム更改・統合等への対応状況について、該当する多くの金融機関において、プロジェクトの進捗状況を取締役に報告していないなどプロジェクト管理が不十分であるといった指摘がみられる。

さらに、一部の金融機関においては、システムの外部委託等に係る管理等について、外部委託先によるプログラム修正に伴って発生したシステム障害について、外部委託先の態勢が有効に機能しなかった原因分析を行っていないなどの指摘がみられる。

2. 保険会社

24 検査事務年度における保険会社の検査においては、経営戦略と一体的に全てのリスクを統合的に管理し、事業全体としてコントロールする統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組や、国内外における大規模な自然災害の発生などを踏まえた保険引受リスクが適切に管理されているか、資産運用業務に当たり、適切なリスク管理態勢が整備されているか等について重点的に検証を行った。

この結果、多くの生命保険会社において、資産運用リスク管理態勢について、VaRによるリスク量計測に係る市場リスク計測手法や有価証券の評価損に係るアラームポイント抵触時の対応策の検討が十分行われていないなどの指摘が、また、多くの損害保険会社においては、保険引受リスク管理態勢について、企業向け保険の割引の妥当性の確認が行われていないなどの保険引受リスク管理態勢の指摘がみられる。

さらに、一部の保険会社においては、新商品販売や改定等にあたり、商品の収支状況等についての検討・モニタリングが不十分であるとの指摘もみられる。

金融庁としては、24 検査事務年度で多くの金融機関でみられた問題事象については、金融機関の規模や地域特性を勘案しつつ、新事務年度における検査・監督を通じて、フォローアップを行っていく。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130830-5.html>)

農協検査（3者要請検査）結果事例集

はじめに

農林水産省及び金融庁は、農業協同組合（以下、「農協」という。）に対する3者要請検査の結果について、農協が適切な管理態勢を構築する上で参考となる指摘事例を取りまとめ、検査結果事例集として公表することとした。

本事例集は、3者要請検査で検証を実施したリスクカテゴリーについて、系統金融検査マニュアル（農林水産省）及び金融検査マニュアル（金融庁）の個別の検証項目に沿って、指摘された事例を紹介している。

※ 詳細については、以下のURLを参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。
(<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130319-1.html>)

金融円滑化に係る評価事例集

はじめに

金融庁は、平成 17 年より、金融行政の透明性・予見可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を取りまとめ、金融検査結果事例集として公表してきている。同事例集においては、中小企業金融円滑化法の施行以降、金融円滑化に関して、指摘事例（管理態勢に問題のある事例）だけでなく、評価事例（優良な取組事例）も数多く掲載している。

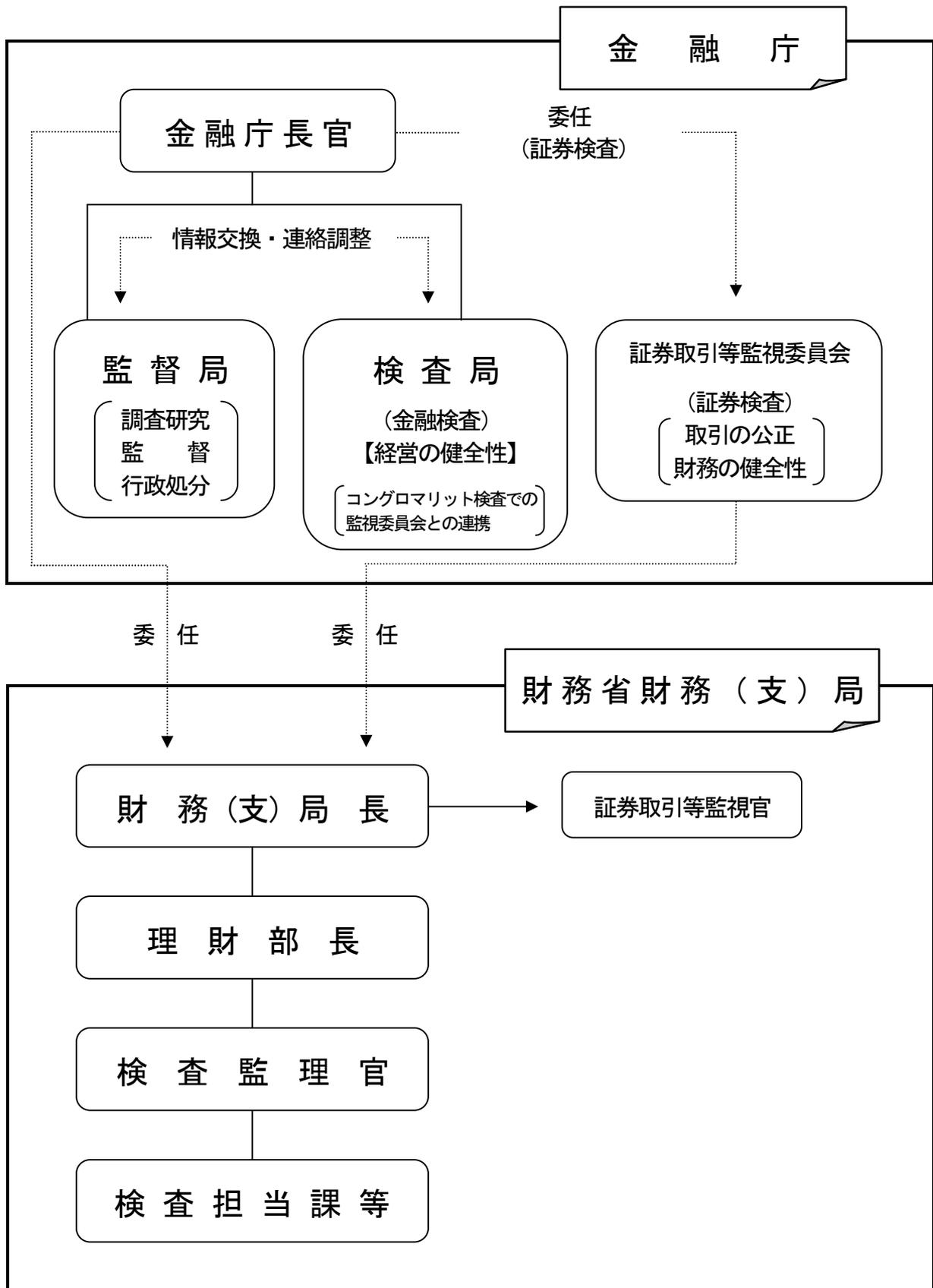
中小企業金融円滑化法については、25 年 3 月末に期限が到来したところであるが、金融機関においては、今後とも、円滑な金融仲介機能を発揮するために、個々の顧客の状況をきめ細かく把握し、関係する他の金融機関と十分連携を図りながら、適切な対応に努めることが求められている。また、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくためには、各金融機関が事業性を適切に分析した上で、中小・零細企業等、個々の債務者の経営改善等に向けた取組を最大限支援していくとともに、成長を目指す企業における新規の資金需要を掘り起こし、しっかりと融資を行っていくことが重要である。

このため、金融庁は、金融機関が中小・零細企業に対して金融円滑化に係る積極的な取組を行う上で参考となる評価事例を、過去に公表したものも含めて取りまとめ、公表することとした。金融庁としては、金融機関が本事例集を活用し、中小・零細企業に対して経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援等を行うとともに、事業の再生や新事業の育成につながる新規融資を、適切なリスク管理の下で、更に積極的に供与することを期待している。

※ 詳細については、以下の URL を参照（金融庁ウェブサイトに掲載）。

(<http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20130830-5.html>)

金融庁検査局と財務省財務（支）局・証券取引等監視委員会との関係



検査情報受付窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
 金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より一層深度ある検証を行う観点から、従来より、検査を実施している金融機関名を公表し、当該金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置しています。
- これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用させていただいていますが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要なため、特に検査実施中の金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。
- 検査実施中の金融機関は、一定期間、下記の[金融庁及び財務局ウェブサイト（ホームページ）](#)上に掲載しています。[こちらをクリック](#)。

掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認の上、ホームページ上の入力フォーム、ファックス、郵送等によりご連絡ください。

- なお、財務局長登録の貸金業者についても、常時、検査情報受付窓口において情報を受け付けています。「[登録貸金業者情報検索入力ページ](#)」で登録財務局をご確認の上、[当該財務局等の下記の検査情報受付窓口](#)に情報をご提供ください。[こちらをクリック](#)。

（注）二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等の記載は不要です。
 なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報については、こちらの窓口では受け付けていません。[公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報はこちらをクリック](#)。
- (2) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、出来るだけ具体的に記述してください。また、イ、顧客情報管理に関するもの、ロ、説明責任の履行状況に関するもの、ハ、法令等遵守状況に関するもの、ニ、苦情等処理状況に関するものに該当する場合には、その旨を明記してください。
- (3) 検査には、法令等遵守態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。
 このため、提供された情報については、当該検査のほか、必要に応じ、次回検査や今後の金融行政においても、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局へ回付させていただく場合があります。
- (4) 受け付けた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。
- (5) 金融機関名の掲載期間は、検査予告日（無予告の場合は立入開始日）から、各業態毎に以下の期間（営業日ベース）となっています（以下の期間経過前に立入検査が終了した場合には、その時点で金融機関名の公表は中止します。）。

○ 主要行	60日
○ 外銀その他の銀行等	40日
○ 地域銀行	40日
○ 信用金庫・信用組合・労働金庫等	30日
○ 信用農業協同組合連合会・信用漁業協同組合連合会	20日
○ 保険会社	40日

 なお、ウェブサイト（ホームページ）上に掲載されていない金融機関についても、上記の検査情報受付窓口において随時情報を受け付けています。
- (6) 検査情報受付窓口設置の趣旨にかんがみ、特別検査などについては、金融機関名を掲載していません。